山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例

事 前 協 議 ・ 設 計 確 認 の 手 引 き

令和７年４月

山 梨 県 森 林 環 境 部

目 次

1. 手続の流れ……1
（1）全体フロー
（2）事前協議書
（3）設計確認申請書
（4）工事着手・施工中
（5）工事完了検査

2. 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例及び同施行規則
についての運用基準……5

3. 添付図書一覧表……25
（1）事前協議書
（2）設計確認申請書
（3）規則で定めている書類（設計確認申請書）

4. 規則で定める様式……32

5. その他様式 ……49
（2号様式関係）
1 造成区域の名称
2 造成計画の概要
3 施設の基本計画
4 工事施工予定者関係
（4号様式関係）
1 造成区域の状況
2 土地利用計画の説明
3 設計総括
4 各種設計の実施設計
5 施行経費内訳
6 各種工事の明細
7 単価表および数量計算表

6. 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例……99

7. 山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則……111

１．手続の流れ

ゴルフ場条例の手続に関するフロー

（１）　全体フロー

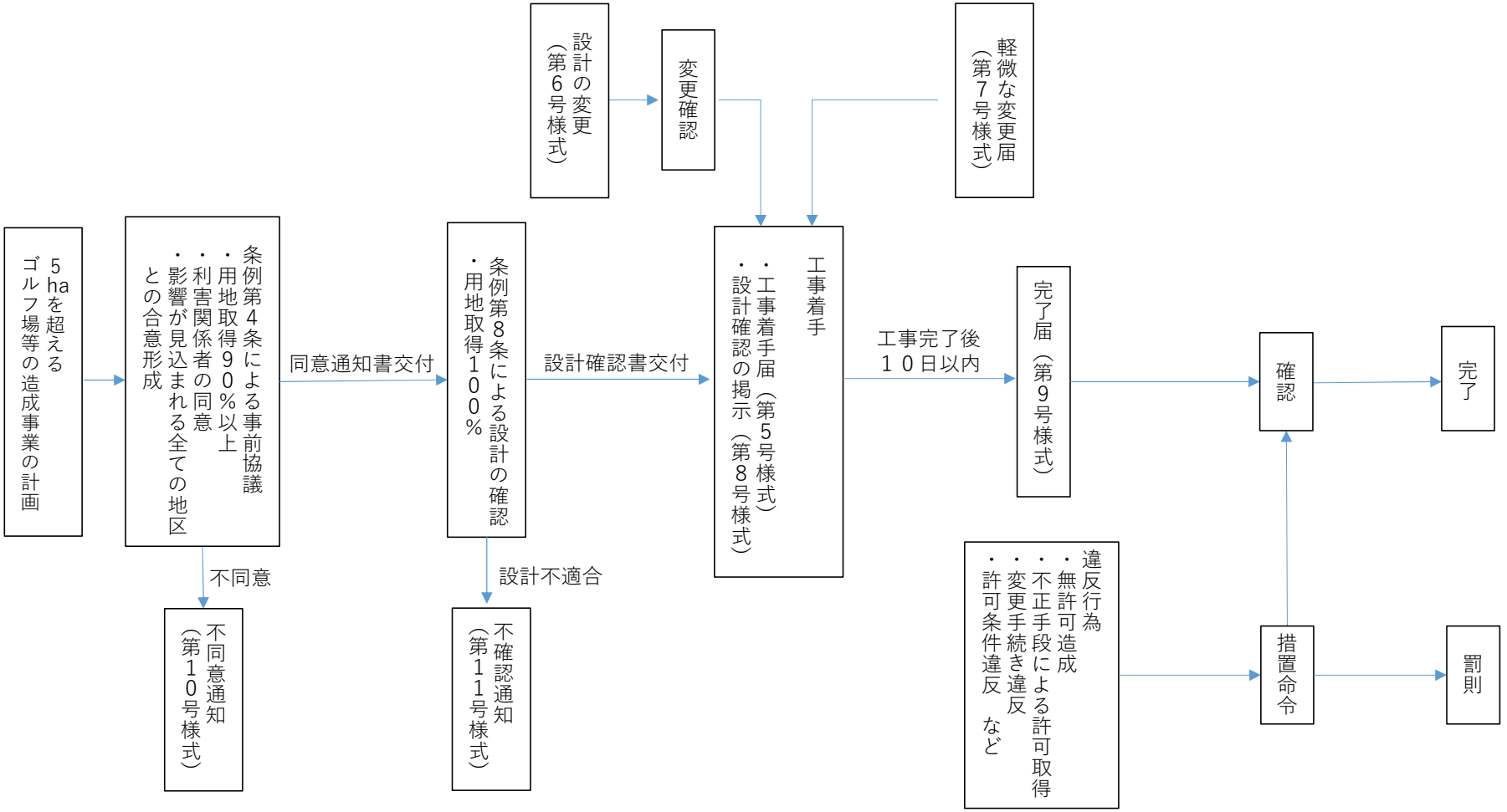

ゴルフ場条例の手続に関するフロー

（２）　事前協議書

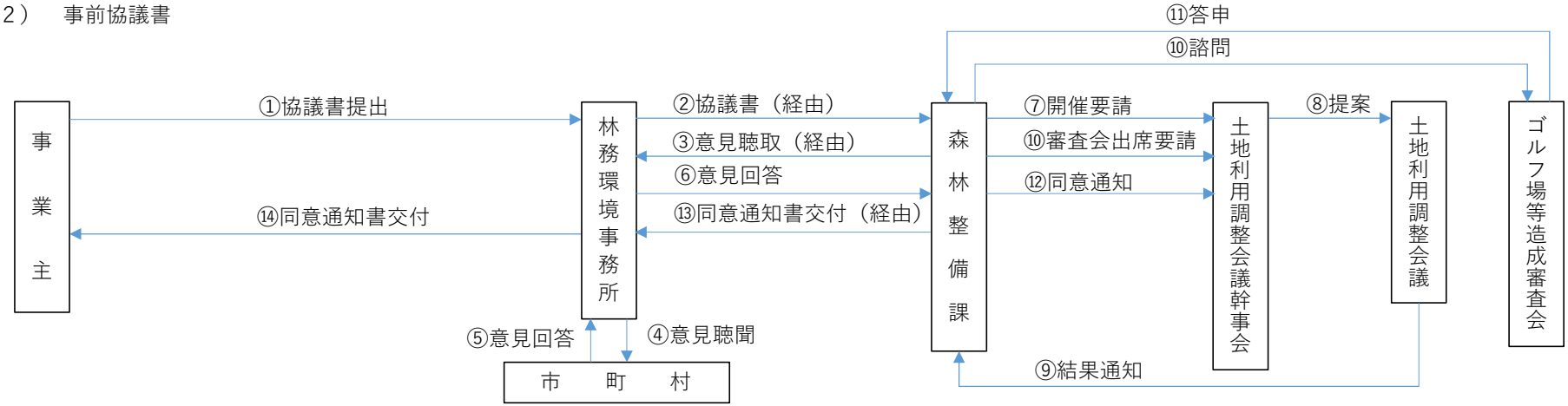

（３）　設計確認申請書

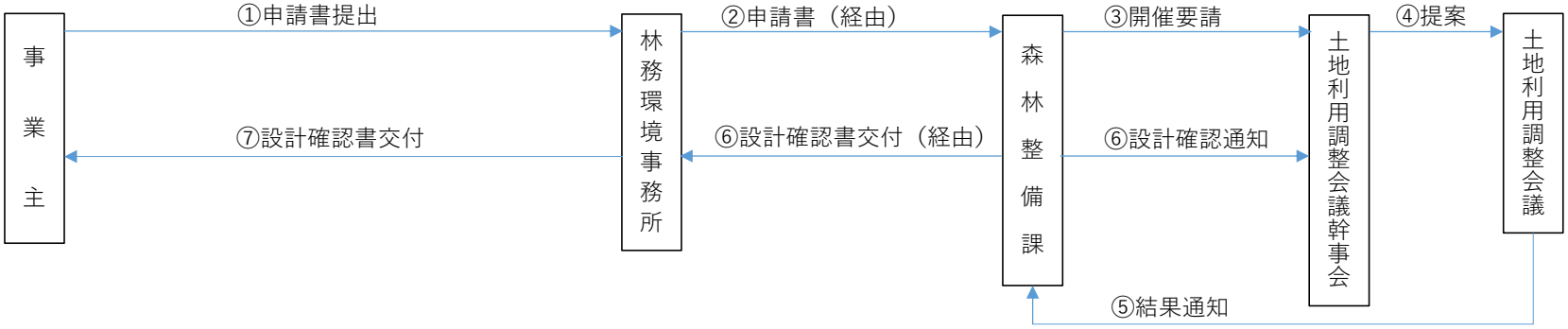

ゴルフ場条例の工事に関するフロー

（４）　工事着手・施工中

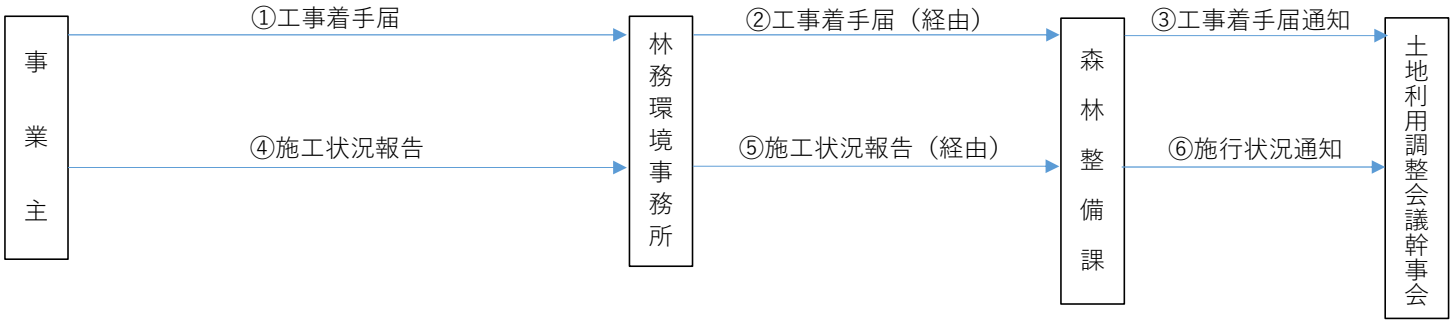

（５）　工事完了検査

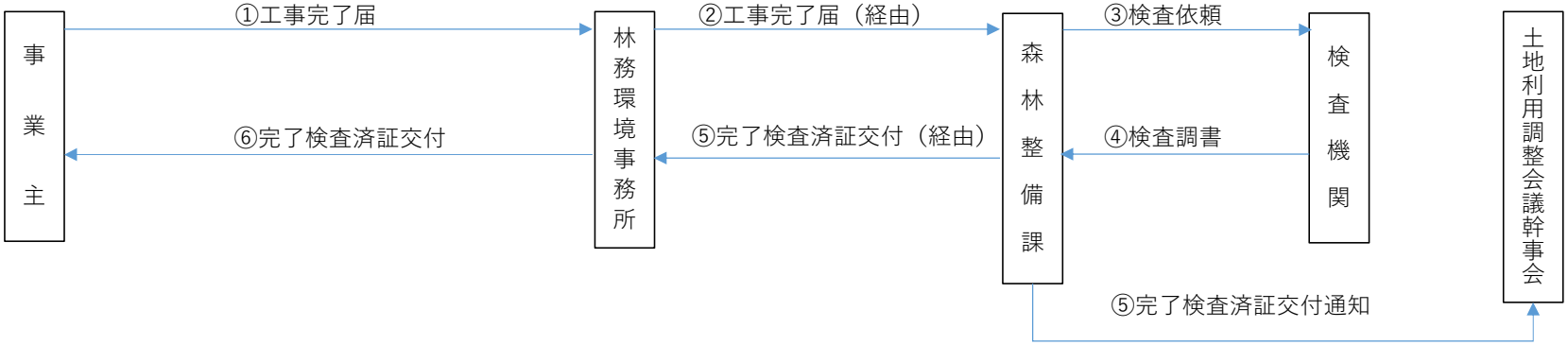

２．山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例及び同施行規則についての運用基準

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例及び同施行規則についての運用基準

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例（昭和48年山梨県条例第40号。以下「条例」という。）及び同施行規則（昭和48年山梨県規則第51号。以下「規則」という。）についての運用基準（以下「運用基準」という。）は次のとおりとする。

Ⅰ　一般的事項について

第1　定義

この運用基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 一団の土地とは、土地の利用目的等から見て一体と認められる造成区域の土地を指すものであり、次の分類のそれぞれについて一つ以上該当する項目がある場合には、原則として一団の土地として扱うものとする。

分　類	項　　目
場　所	地形、水の流れからみて一つの集水区域にある場合
	造成行為によって地形、水の流れが変わり集水区域が一つとなる場合
	水利用の実態からみて受益対象が同じである場合
	箇所の異なった造成行為であっても、許可基準に定める災害防止等の観点からみて局所的な同一集水区域内で沈砂池、用排水系統を同じくする場合
	複数の事業者が連続して造成する場合で、道路、雨水排水施設、その他の施設等が供用となる場合、又は、費用負担上つながりがある場合
	集水区域や受益対象が別であっても、相互の造成行為地間の距離が３０ｍ未満である場合
時　期	造成行為の時期が重複している場合
	造成行為が終了し、相当年数（３年程度）を経過しないで、その次の造成行為をしようとする場合
	時期の異なった造成行為であっても、全体計画の一部である場合

人　格	複数の事業者が、特定の造成目的のためにそれぞれ分担して共同で造成行為をする場合
	一つの事業者が、特定の造成目的をもつ造成行為を複数の事業者にそれぞれ分割させて行わせようとしている場合
	事業者が法人の場合にあっては、別々の法人であっても同一人がそれぞれの法人役員をかねている場合、又は、法人の所在地が同一の場合
	血縁関係にある複数の者の行う造成行為である場合
	数人が共同の意思（計画の共同性が認められる。）をもって造成行為を行う場合で、同一事業として判断した場合
	数人が造成する場合であっても、同一請負人が造成する場合
	土地所有者が同一である場合

(2) 関係市町村とは、造成区域の所在する市町村並びにこの事業に関連して発生する防災、用水及び排水並びに取付道路等により地域環境に影響を及ぼすと認められる地域の所在する市町村をいう。

第２　知事との事前協議について（条例第４条）

事業主が条例第 4 条の規定により協議しようとする際は、次の条件を満たしていることとする。

(1) 当該事業用地について土地所有者他造成事業の妨げとなる権利を有する者の数及び造成区域面積の 90%以上の同意が得られていること。

(2) 造成事業の計画について、全ての利害関係者の同意が得られていること。ただし、この場合の利害関係者とは、造成区域内及び下流域において水利権、漁業権等の具体的権利を有し、当該造成事業によって発生する防災、用水及び排水並びに取付道路等により影響を受ける者をいう。

(3) 造成事業の計画について、関係市町村及び造成区域に隣接する全ての地区及び下流域に存在するなど造成事業により直接的に地域環境への影響が見込まれる地区の住民を対象に地区説明会が実施され、説明会で出た課題に対して、その解決策を当該地区の住民に提示し当該解決策の内容について了承する旨の合意形成が図られていること。

第３　意見聴取について（条例第５条）

条例第 5 条の規定により意見を聴取すべき造成事業に関係あると認める市町村

とは、運用基準Ⅰの第1の(2)によるものとする。

第4　知事の同意について（条例第6条）

1　条例第6条第1項第1号に規定する土地利用に関する計画とは、県又は市町村が策定した土地の利用計画（国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第8条）及び法令に基づく土地の規制又は利用区分をいう。

2　条例第6条第1項第2号に規定する周辺地域の将来の発展に貢献するものとは、次のアからオまでのいずれかに該当するものをいう。

ア　道路事情が改善されるもの

イ　地域の雇用創出に寄与するもの

ウ　周辺地域の開発が促進されるもの

エ　地域景観との調和に配慮されているもの

オ　アからエまでに定めるもののほか、周辺地域の将来の発展に貢献するもの

3　条例第6条第1項第3号に規定する地域住民の生活環境に支障を及ぼさないものとは、次のアからウまでのいずれにも該当しないものをいう。

ア　騒音、振動、粉塵等による障害の恐れがあること。

イ　生活用水や排水及び廃棄物処分等の問題の恐れがあること。

ウ　ア及びイに定めるもののほか、地域住民の生活環境に支障を及ぼす恐れがあること。

4　条例第6条第1項第9号に規定する周辺地域の農林漁業との健全な調和が図られるものとは、次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。

ア　農林漁業産物の地元調達、販売促進に寄与するもの

イ　地域における労務の調整に寄与するもの

ウ　関連産業の振興に寄与するもの

エ　アからウまでに定めるもののほか、周辺地域の農林漁業と健全な調和が図られるもの

5　条例第4条第1項の規定による知事の同意については、条例第6条各号の事項を勘案し、次に定める事情を踏まえ、その可否を判断する。

(1) 造成区域の所在する市町村において、当該事業の造成区域面積に、既設及び同意済みのゴルフ場造成区域面積を加算したものが、当該市町村面積

の 100 分の 6 以下であること。

ただし、ここでいう「ゴルフ場」とは、ホール数が 18 ホール以上であり、かつコースの総延長をホール数で除して得た数値（以下「ホールの平均距離」という。）が 100 メートル以上の施設（当該施設の総面積が 10 万平方メートル未満の物は除く。）及び 18 ホール未満であってもホールの数が 9 ホール以上であり、かつホールの平均距離がおおむね 150 メートル以上の施設のあるゴルフ場をいう。

(2) 新規ゴルフ場造成については、既設及び同意済みのゴルフ場との間隔が、最短距離（水平距離）でおおむね 1 キロメートル以上離れた計画であること。

(3) 造成事業にかかる地域との調整や資金計画など、事業を確実に遂行する能力を有すること。

(4) 関係市町村長からの意見聴取において、条例第 6 条第 1 項各号に定める事項のそれぞれについて意見を求め、いずれの事項についても理由を明記したうえで不同意とする意見がないこと。

第 5　計画図及び設計図等の縮尺について（規則第 4 条、第 7 条）

事前協議及び設計確認申請の際に添付する図面の縮尺は、次のとおりとする。

図面の種類	およそ 50 ヘクタール以上の造成事業にかかる場合	およそ 50 ヘクタール以下の造成事業にかかる場合
造成区域位置図	50,000 分の 1 以上	
造成区域図 土地の現況図	5,000 分の 1 以上	2,000 分の 1 以上
土地利用計画図 樹林地配置図 設計平面図及び断面図 用水及び排水設計図	2,000 分の 1 以上	
その他の構造図等	それぞれの計画又は設計の内容が確認できる程度の縮尺	

1　土地の現況図は、造成区域内において法令上の制限を受け、許可等を必要

とするものがあるときは、その位置を明示するものとする。

2　事前協議書に添付する図書については、規則第 4 条によるものとする。規則第 4 条第 1 項第 12 号のその他の図書には、その他造成前の現況を写した空中写真（5,000 分の 1 程度）に造成区域を明示して提出すること。

第 6　設計の確認について（条例第 9 条）

規則第 4 条で規定する土地取得に関する契約書等は、設計確認申請までに全ての用地に関するものを知事に提出させるものとする。

第 7　工事の着手について（条例第 10 条）

工事の着手とは、事業主等が工事の計画及び設計を定めるために行う必要な行為（測量、調査等）を除く、造成事業に関する土地の形質を変更する行為に着手することをいう。

第 8　工事完了検査について（条例第 16 条）

工事の完了検査は、山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例に基づく工事の検査要領により実施するものとする。

第 9　監督処分について（条例第 17 条）

条例第 17 条の規定による監督処分の対象となる違反工事は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 条例第 4 条第 1 項の規定による事前協議及び条例第 9 条第 1 項の規定による設計の確認並びに条例第 10 条の規定による工事着手届等の手続きをしないで工事に着手した場合

(2) 条例第 11 条の規定による設計の変更の確認を受けないで工事に着手した場合

(3) 条例第 9 条及び第 11 条の規定により確認を受けた設計に適合しない工事を施工した場合

(4) 条例第 13 条第 1 項の規定による防災等の措置を工事の着手前に講じない場合、及び同第 2 項の規定に基づく工事の廃止又は中止後の災害の防止等についての措置を実施しない場合

(5) 条例第 14 条の規定による工事施工者の変更、工事の着手又は工事完了時

期の変更、工事の中止・再開及び工事の廃止の届出をしない場合

(6) 条例第 15 条の規定による設計確認の掲示をしない場合

(7) 条例第 16 条の規定による工事完了時の届を提出しない場合

第 10　協議書等の経由について（規則第 14 条）

規則第 14 条の規定による協議書の提出部数は 2 部＋関係市町村数（森林整備課、所轄林務環境事務所、市町村意見照会用）とし、所轄林務環境事務所に提出するものとする。

Ⅱ　設計の基準について

第１　設計基準一般について

条例第８条に規定する設計基準の樹林地等ほか７項目の区分は、県土の災害の防止と、安全で良好な地域環境の確保を図る上で必要と認める規制項目について定める。

第２　樹林地等について

１　樹林地の意味

樹林地とは、現況で樹木（竹林を含む。）が生立している土地を総称するものをいう。

なお、無立木地等において新たに樹林地を造成する場合は、別表－１の標準立木本数表によるものとし、既存の樹林地にあっては単位面積当たりの樹木の生立本数が、同じく別表－１にかかげる立木本数の 10 分の３以上であることを要件とする。

２　原則としての字句の意味

ゴルフ場等の造成事業の適正化を図り、災害の防止と環境の保全に資するためには、造成区域内の既存の樹林地は、できるだけ多くこれを保存するとともに、全区域にわたって樹林地を適切に配置することが重要である。したがって、本条例の運用にあたっては、樹林地等についての基準は所定の基準どおり実施するのが前提である。ただ、この場合、造成事業の種類と造成区域の立地環境等により、真にやむを得ないものである場合には、その例外について勘案することがあるという意味である。

３　「50％以上の樹林地が適切に配置されている」ことについて

(1) ゴルフ場においては、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　造成区域内の水源地等に適切に樹林地が配置されている。

イ　造成区域内の樹林地は、特定箇所に偏在することなく適切に配置されている。

ウ　造成樹林地については、在来の樹種で高木性のものを選定する。

エ　造成区域内の保安林については、その区域が保存されている。

(2) ゴルフ場以外のレクリエーション施設においては、ア～ウの要件を満た

すものとする。

4　既存の樹林地の現状保存について

造成区域の周辺部及びゴルフ場におけるホール間、スキー場におけるコース間の樹林地は、原則として既存の樹林地を現状のまま保存することとする。

第３　防災施設について

1　防災工事は、他の工事の施工に先立って行うこと。

2　各施設の計画構造、品質（強度等）については、「国土交通省河川砂防技術基準」、「農林水産省が定める土地改良事業計画設計基準」、「林野庁が定める治山、保安林及び林道に関する技術の基準」、その他これに準ずる基準により定めること。

（土砂流出防止の計画）

3　造成区域及びその周辺の地形・地質等の状況を勘案して、下流流域に対する災害を防止するため、土砂流出防止施設を設けること。

4　土砂流出防止施設の計画は次の事項に留意して計画すること。

(1)　土砂流出防止施設の数及び規模は、造成区域内及び周辺の地形、地質、林相、地下水（湧水）、造成面積（切土、盛土面積）及び雨量等の気象条件に基づき計画すること。

(2)　谷筋などを埋め立て土地造成を行う場合は、谷筋の流域面積、勾配、盛土高、表流水や地下水の有無等について総合的に安全度を検討し、排水工、床固工、ダム工、擁壁工、埋設工等を計画し、土砂の安定を図ること。また、渓床には暗渠工を設け、完全に地下水の排除ができるようにすること。

(3)　流域変更による流量増又は流路変更による新流路となる谷筋などについては、流水の流下能力の他に侵蝕防止に対する護岸工・床固工・床張工などの施設を計画するものとする。

5　工事後に残土がある場合は、土砂の流出等が起こらないよう残土を安全に維持する施設を設けること。

6　造成地域内及びその周辺で造成事業に関連して土砂流出の可能性のある渓流が存在する場合は、当該渓流に土砂流出防止施設を設けるほか周辺既存樹林地を残す等の土砂災害防止を配慮すること。

(河川・砂防整備の計画)

7　河川・砂防整備について

(1) 造成区域が包含される流域の河川の管理者と協議の上、河川及び砂防施設の計画を作成すること。

また、下流の流下能力を超える水量が排水されることにより災害が発生するおそれがある場合には、洪水調整池等を計画すること。

(2) (1)の資料作成にあたり流量配分図を作成すること。

ア　区域内の各河川の流域界を 10,000 分の 1 程度の図面に記入する（各河川を明示する)。

イ　各河川の流域面積は造成部分と非造成部分とに分けて測定する。

ウ　計画流量の算出はラショナル（Rational）式を用いて算出する。

$Q=(1/3.6)\times f\times rT\times A$

Q：ピーク流量（m 3 /S)

f ：流出係数……下表による

r T：降雨強度（mm/hr）……別表－２による

A：流域面積（K m 2 ）

注：降雨強度については、別表－２により該当地域を選定し、ダム工にあっては、100 年確率、ダム工以外にあっては、50 年確率の数値を用いること。

地表状態＼区分	浸透能大	浸透能中	浸透能小
林地	0.3～0.5	0.5～0.6	0.6～0.7
草地	0.4～0.6	0.6～0.7	0.7～0.8
耕地	0.5～0.7	0.7～0.8	-
裸地	0.8～0.9	0.9～1.0	1.0
太陽光パネル等不浸透性材料で覆われる箇所	1.0		

区分の適用については、おおむね、平地は浸透能大、丘陵地は浸透能中、山岳地は浸透能小として差し支えない。

流域面積	到達時間
５０ヘクタール以下	１０分
１００ヘクタール以下	２０分
５００ヘクタール以下	３０分

(3) 現在河道の流過可能量の算定について

河岸天端余裕高を最低 0.60m を残して算出し、マンニング式を用いる。

$V = 1/n \cdot R^{2/3} \cdot I^{1/2}$　　I：勾配　　R：径深　　n：粗度係数

これに先立ち実測による河床勾配の測定を行い、一般河道については、n=0.030~0.035、急流河川及び河幅が広く水深の浅い河川は、n=0.040~0.050 程度の粗度を使用のこと。よって、Q＝A・V となり、計画流量との比較検討を行い、流過不能区間を抽出する。

Q：流量（m^3/sec）　A：流水断面積（m^2）　V：流速（m/sec）

(4) 構造物を用いない調整池方式は原則として認めない。

(5) 土砂留ダム水通し及び排水流路断面の算定には土砂混入時の流速の影響を見込むこと。

土砂混入率［水路工の場合は 5~10%、ダム工の場合は 20%］

土砂混入時の流速公式

砂礫混和による流速の低下

$$V_1 = V \times r/r+a(r1-r)$$

r　：流水の比重 1.0

r_1　：砂礫の比重

a　：砂礫混入率

第 4　排水施設について

1　排水施設の構造

(1) 雨水と汚水は原則として分流式によって排水し、かつ雨水以外の下水は暗渠によって排水できるよう定めること。

(2) 排水施設は鉄筋コンクリート等堅固で耐久力を有し、かつ漏水を最小限度とする構造であること。

(3) 排水施設のうち、暗渠である構造の部分の内径又は内のり幅は 20 センチメートル以上であること。

(4) 排水施設のうち、暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、桝又はマンホールが設けられ、桝又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべき桝又はマンホールにあっては、密閉することができるふた）を設けること。

ア　公共の用に供する管渠の始まる箇所

イ　下水の流路の方向、勾配又は横断面が著しく変化する箇所、ただし管渠の清掃に支障がないときはこの限りではない。

ウ　管渠の直接部においても次表の範囲内により、同表の範囲内の間隔を設けること。

管径	300mm 以下	600mm 以下	1000mm 以下	1500mm 以下	1650mm 以下
最大 間隔	50m	75m	100m	150m	200m

エ　暗渠の上流端には沈砂ます等を設けること。

2　桝又はマンホールの底には、もっぱら雨水を排除すべき桝に合っては、深さが 15 センチメートル以上のどろだめが、その他の桝又はマンホールにあっては、その接続する管渠の内径又は内のりに応じ相当の幅のインバートが設けられていること。

3　汚水処理建設

(1) 造成区域内の汚水処理施設にあっては、排水施設の末端が公共下水道、流域下水道に接続するものを除くほか、処理施設を設けること。

(2) 前項の終末処理施設は、標準活性汚泥法又はこれと同等以上の高度処理とするほか、4 の汚水排水基準が得られる構造とすること。

(3) 同一造成区域内での汚水処理は、1 箇所で集中処理することを原則とすること。

4　汚水排水基準

汚水処理後に排水口から排出される水質は、山梨県生活環境の保全に関する条例の排水基準に適合すること。

5　汚水放流場所等

(1) 下水道に放流する場合は、当該下水道の管理者、その他の場合は、当該管理者及び水利権者と協議すること。また、排水口の位置は、公共の水域の水質の汚濁の状況を考慮して適切に定めること。

(2) 放流先の水量は汚水処理水に対して渇水時に十分の希釈量を有すること。

(3) 放水先の付近に飲料水等の水利用がある場合は、汚水処理水を放流しないこと。

(4) 運用基準Ⅰの第４の３の(１)のゴルフ場に係る排水を水道取水に影響があると思われる河川へ放流する場合は、排出水中の農薬の濃度が、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物被害の防止に係る指導指針（令和２年３月27日付け環境省水・大気環境局長通知環水大土発第2003271号)」の定める指針値を超える排出水を排出しないものとする。

第５　地盤について

１　造成区域内の地盤が軟弱である場合には、地盤沈下又は造成区域外の地盤の隆起が生じないように土の置き換え、水抜き等の措置を講ずること。

２　切土をする場合において切土をした後の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、その地盤にすべりが生じないように、くい打ち、土の置き換え等の措置を講ずること。

３　盛土する場合には、高盛土に対しては、すべりの安定度の照査をし盛土をする前の地盤と盛土とが接する面がすべり面とならないように段切り等の措置を講ずること。

４　切土、盛土量は、ゴルフ場で18ホール当たりそれぞれおおむね150万m^3以内とする。スキー場の滑走コースのかかる切土量は、１ヘクタール当たり１千m^3以内とする。

５　切土又は盛土の高さは、原則として法面直高15メートルを限度とする。

第６　擁壁について

１　造成行為によって生ずる崖面及びのり面は、擁壁、石張り、芝張り、モルタル吹きつけ等により風化その他の侵蝕に対して保護し、景観形成に配慮すること。

なお、擁壁でおおわれない崖又はのりにあっては、直高５メートル以内ごとに適当な小段（１メートル以上）を設け必要な排水施設を設けるとともに、のり肩、のり尻をラウンディング処理すること。

２　盛土により生ずる法面の勾配は、原則として法面30度以下とし、30度を

超える場合は擁壁を設置すること。

また、法面の長さが20メートルを超えるものについては、法面の3分の1以上は永久工作物で保護するものとする。

3　切土をした土地の部分の生じる高さ2メートルを超える崖（切土と盛土を同時にした土地を含む。）面は、擁壁を設置すること。ただし、切土をした土地の部分に生じることになる崖、又は崖の部分で次のいずれかに該当するものの崖面については、この限りではない。

(1) 土質が次表の左の欄に掲げるものに該当し、かつ土質に応じ勾配が同表の中欄の角度以下のもの

土　　質	擁壁を要しない勾配の上限	擁壁を要する勾配の下限
軟岩（風化の著しいものを除く）	60°	80°
風化の著しい岩	40°	50°
砂利・真砂土・関東ローム・硬質粘土その他これらに類するもの	35°	45°

(2) 土質が前項の次の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え、同表の右欄の角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離5メートル以内の部分、この場合、前項に該当するがけの部分により上下に分離されたがけの部分があるときは、がけの部分は連続しているものとみなす。

（擁壁の構造）

(3) 設置する擁壁は、鉄筋コンクリート造り、無筋コンクリート造り、練り石積み造りとする。

(4) 擁壁の構造は、構造計算、調査等によって次に該当すること。

ア　土圧・水圧及び自重によって擁壁が破壊されないこと。

イ　土圧・水圧及び自重によって擁壁が転倒したり沈下しないこと。

ウ　土圧・水圧及び自重によって擁壁の基礎がすべらないこと。

(5) 擁壁には、その裏面の排水を良くするため、原則として壁面の面積2平方メートル以内ごとに少なくても1個の内径が6.0センチメートル以上の陶管等耐久材料を用いた水抜穴を設け、擁壁の裏面には次表の基準の

透水層を設置すること。

擁壁の高さ	透　水　層　の　厚　さ	
	上端	下端
3.0m 以下	30cm	40cm
3.0m～4.0m	30cm	50cm
4.0m～5.0m	30cm	60cm
5.0m 以上	30cm	60cm に擁壁の高さが 5m を　1m 増すごとに 10cm を加える

注　透水層の上端は、壁体上端から 30cm 下方とする。

(6) 構造材料又は構造方法が前各号の規定によらない擁壁にあっては、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 37 年政令第 16 号）施行令第 17 条に定める擁壁とすること。

第 7　取付道路について

（計画の基本）

1　接続する道路が幅員 5.5 メートル未端で、車両の通行に支障のない場合であっても、道路法第 47 条に基づく車両制限令第 6 条の趣旨にそうように計画すること。

2　道路は造成計画の規模、通過発生交通量等に対応して住民又は滞在者の安全を図りうる構造として設計されていること。

3　道路は造成区域外の道路の機能を阻害しないこと。

（舗装）

4　道路の路面は、安全かつ円滑な交通を確保するため、特別の場合を除き、セメント・コンクリート舗装又はアスファルト・コンクリート舗装とし、その設計に当たっては国土交通省で定める「車道及び側帯の舗装の構造の基準に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 103 号)」によること。

5　橋梁の設計に用いる設計自動車荷重は 20 トンとする。ただし、設計交通量が 1000 台/日未満で大型車の交通量が少ない場合は、14 トンとすることができる。

（側溝）

6　道路には雨水等を有効に排水するため側溝、街渠、集水桝、その他適当な

排水施設を設けるものとする。

(交通安全施設等)

7　道路には必要な区間に交通安全施設を設置し、車両の路外逸脱防止並びに歩行者の保護及び横断、抑制を図ること。その設置基準は、国土交通省の定める「防護柵の設置基準（平成 10 年建設省道環発第 29 号)」等によること。

8　道路交通の安全を図るため立体横断施設の設置を必要とする箇所については、国土交通省の定める「立体横断施設設置基準および道路標識設置基準について（昭和 53 年建設省都街発第 13 号・道企発第 14 号)」によること。

9　造成事業に関係する車両等が公道等を出入りする際は、整理員を配置し交通安全のための整理をするものとする。

第 8　用水について

1　原則として造成区域内の池・沼及び調整池の水を活用すべきであるが、これらの方途により用水の確保が困難のときは、関係市町村と十分協議のうえ適切なる方法を講ずるべきであること。

2　用水として地下水を使用する場合は、「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例（平成 24 年山梨県条例第 75 号)」によるものとする。

第 9　廃棄物処理について

ごみ、ふん尿等の処理制限に関する計画及び設計については、当該区域を所轄する市町村と協議して定めること。

Ⅲ　山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例に係る審査基準及び標準処理期間について

山梨県行政手続条例（平成７年山梨県条例第 46 号）第５条及び第６条の規定による条例に係る審査基準及び標準処理期間については次のとおりとする。

1　審査基準

項　　目	審査基準の内容
事前協議 （条例第４条第１項）	運用基準Ⅰの第１から第４
設計確認 （条例第９条第１項）	運用基準Ⅰの第６、及び運用基準Ⅱ
設計変更確認 （条例第 11 条第１項）	運用基準Ⅰの第６、及び運用基準Ⅱ

2　標準処理期間

項　　目	標準処理期間
事前協議（条例第４条第１項）	180 日
設計確認（条例第９条第１項）	120 日
設計変更確認（条例第 11 条第１項）	120 日

別表－1

標　準　立　木　本　数　表

1　針　葉　樹

ha 当たり

林令	平均樹高	標準本数
5 年以下	3.5m 以下	3000 本以上
10　〃	4.5　〃	2800　〃
15　〃	5.5　〃	2600　〃
20　〃	6.5　〃	2480　〃
25　〃	8.5　〃	2040　〃
30　〃	10.0　〃	1680　〃
35　〃	11.5　〃	1420　〃
40　〃	12.5　〃	1230　〃
45　〃	14.0　〃	1110　〃
50　〃	14.5　〃	1010　〃
51 年以上	14.6m 以上	850　〃

2　広　葉　樹

ha 当たり

林令	平均樹高	標準本数
5 年以下	3.5m 以下	3000 本以上
10　〃	4.5　〃	2600　〃
15　〃	5.5　〃	2300　〃
20　〃	6.5　〃	2150　〃
25　〃	8.0　〃	1600　〃
30　〃	9.5　〃	1220　〃
35　〃	11.0　〃	970　〃
40　〃	12.0　〃	810　〃
45　〃	13.0　〃	700　〃
50　〃	14.5　〃	620　〃
51 年以上	14.6m 以上	450　〃

別表－２

雨量強度式は次によるものとする。

	１０年	３０年	５０年	１００年
甲府	50.303/(t^(3/5)+0.106)	63.194/(t^(3/5)+0.120)	69.068/(t^(3/5)+0.124)	77.014/(t^(3/5)+0.129)
韮崎	7.005(24/t)^0.556	8.735(24/t)^0.550	9.524(24/t)^0.549	10.589(24/t)^0.547
黒駒	9.059(24/t)^0.556	11.438(24/t)^0.550	12.525(24/t)^0.549	13.990(24/t)^0.547
市川	8.784(24/t)^0.556	11.031(24/t)^0.550	12.058(24/t)^0.549	13.441(24/t)^0.547
身延	11.198(24/t)^0.556	13.920(24/t)^0.550	15.163(24/t)^0.549	16.839(24/t)^0.547
南部	13.728(24/t)^0.556	17.086(24/t)^0.550	18.619(24/t)^0.549	20.687(24/t)^0.547
大月	11.257(24/t)^0.463	14.369(24/t)^0.455	15.790(24/t)^0.453	17.706(24/t)^0.450
河口湖	60.137/(t^(1/2)+0.104)	75.997/(t^(1/2)+0.128)	83.240/(t^(1/2)+0.137)	93.003/(t^(1/2)+0.146)

備考：算出された雨量はmm/hr　　t ：時間（hr）

雨量強度の算定に当たっては次表のとおりとする。

区　分	該　当　市　町　村
甲　府	甲府市の内旧甲府市、山梨市、南アルプス市の内旧櫛形町・旧甲西町・旧白根町・旧八田村・旧若草町、甲斐市の内旧敷島町・旧竜王町、笛吹市春日居町、甲州市、中央市の内旧田富町・旧玉穂町、中巨摩郡
韮　崎	韮崎市、北杜市、甲斐市の内双葉町
黒　駒	甲府市の内旧中道町、笛吹市石和町・一宮町・境川町・御坂町・八代町、中央市の内旧豊富村
市　川	市川三郷町、富士川町、身延町の内旧下部町
身　延	南アルプス市芦安、早川町、身延町の内旧身延町・旧中富町
南　部	南部町
大　月	大月市、上野原市の内旧上野原町、北都留郡
河口湖	甲府市古関・梯、富士吉田市、都留市、笛吹市芦川町、上野原市秋山、南都留郡

３．添付図書一覧表

添付図書一覧

（1）事前協議書

図書の種類	明示すべき事項
一　ゴルフ場等造成事業事前協議書	第一号様式によること。 一　造成事業の目的には、規則で定めるレクリエーション施設を記載すること。 二　事前協議の時点で名称が定まっていない場合、名称の前に（仮称）を付けること。 三　造成区域の所在及び地番は、代表地番を記載すること。 四　造成区域の面積欄は、台帳面積と実測または見込み面積の両方を記載すること。 五　その他参考事項には、工事の着手予定年月などを記入すること。 六　法人登記簿（写）を添付すること。
二　造成事業計画書	第二号様式、第二号様式関係によること。 一　造成区域の位置には、所在地地番、緯度経度、河川の流域、立地の位置づけ（最寄り駅やIC、周辺ゴルフ場からの距離など）を記載すること。 二　造成区域の現況は、山の斜面の向き、標高、傾斜度、既存樹林地の構成について説明すること。 三　地質は、国土地理院の地質図を基に該当地の地質の種類やその特徴について説明をすること。 四　必要水量の算定では、備考欄に算定の基準とした数値、計算方法を記載すること。 五　取付道路関係は、造成区域への進入路の計画や工事用道路の計画について、計画位置を記した道路位置図を用いて説明すること。 六　資金計画は、事前協議書を提出した年度から工事完成予定年度までの年度別計画とすること。 七　土地利用基本計画等に適合する場合、許可等の見通しについて所管課に確認した対応記録を添付すること。

二　造成事業計画書	八　地区説明会での説明資料や、説明会で出た課題に対する回答書類、課題に対する解決策の内容について合意形成が図られたことを証する書類を添付すること。 九　他法令の許認可が必要な場合、許可等の見通しについて所管課に確認した対応記録を添付すること。 十　防災施設の計画では、地形条件等を考慮した防災施設の設置計画について説明すること。 十一　排水施設の計画では、雨水、汚水処理、廃棄物の処理方法や排水先の計画について説明すること。
三　造成区域位置図	一　造成区域を明示すること。 二　ゴルフ場造成の場合は周辺ゴルフ場の位置と当該事業予定地との最短距離 三　造成区域外の道路の機能及び排水放流先の状況が判断しうる造成区域の位置
四　造成区域図	造成区域及びその周辺地域における市町村の境界並びにその市町村の区域内の大字又は字の境界
五　造成区域内の土地の公図の写し	地番、地目、土地所有者を記載すること。
六　当該造成区域内において開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていることを証する書類	一　造成事業の妨げとなる権利を有する者及び造成区域面積の90%以上の同意が得られていることを証する書面を添付すること。 二　全ての利害関係者（水利権、漁業権等の具体的権利を有し、当該造成事業により影響を受ける者）の同意を得ていること。
七　土地現況図	一　地形（等高線によるもの） 二　造成区域の周辺地域の道路、河川、水路その他の公共施設の位置 三　造成事業に関連し法令の許可等を要するものがあるときは、その区域又は位置
八　土地利用計画図	一　造成区域内の樹林地、草生地、ホール、建物等の配置（名称、位置、形状及び規模）並びにこれらの敷地の形状

九　樹林地等配置図	造成区域内の現況（既存の樹林地、耕地、無立木地、溶岩地帯等を明らかにしたもの）
十　防災施設計画図	一　防災ダムその他の防災施設の配置（名称、位置、予定形状及び規模） 二　防災施設ごとの集水区域、面積 三　切土区域、盛土区域及び土量
十一　給水及び排水の計画図	一　給水施設の位置、予定施設並びに取水方法 二　排水区域の区域界並びに排水施設の位置、予定施設並びに放流先との接続方法
十二　取付道路計画図	取付道路の位置、構造、縦断勾配及び横断勾配
十三　その他知事が必要と認める図書	一　造成前の現況を写した空中写真（縮尺5,000分の1程度）に造成区域を明示すること。

(2) 設計確認申請書

図書の種類	明示すべき事項
一　ゴルフ場等造成事業設計確認申請書	第三号様式によること。 一　造成事業の目的には、規則で定めるレクリエーション施設を記載すること。 二　事前協議の時点で名称が定まっていない場合、名称の前に（仮称）を付けること。 三　造成区域の所在及び地番は、代表地番を記載すること。 四　造成区域の面積欄は、台帳面積と実測または見込み面積の両方を記載すること。 五　事前協議の同意までに全ての土地取得に関する書類が確認できていなかった場合、当該事業地について土地所有者他造成事業の妨げとなる権利を有する全ての者の同意が得られていることを証する書類。
二　造成事業設計書の説明資料（第四号様式関係）	第四号様式関係によること。 一　造成区域の位置には、所在地地番、緯度経度、河川の流域、立地の位置づけ（最寄り駅やICからの距離など）を記載すること。 二　造成区域の現況は、山の斜面の向き、標高、傾斜度、既存樹林地の構成について説明すること。 三　地質は、国土地理院の地質図を基に該当地の地質の種類やその特徴について説明をすること。 四　防災施設や排水施設では、排水計画算定上の基礎資料及び流量計算表を添付し、施設の規模構造や延長、流量計算表の結果を説明すること。 五　擁壁では、安定計算書を添付し、擁壁の規模構造や延長、安定計算書の結果を説明すること。 六　取付道路等について、公共機関と協議した日付や設計内容を説明すること。 七　各種施設の実施設計、（10）その他においては工事実施の工程を説明すること。

(3) 規則で定めている書類（設計確認申請書）

図書の種類	明示すべき事項
一　造成事業設計書（第四号様式）	一　設計説明 二　施業経費内訳 三　各種工事の明細 四　単価及び数量計算
二　造成区域位置図	造成区域外の道路の機能及び排水放流先の状況が判断しうる造成区域の位置
三　造成区域図	造成区域及びその周辺地域における市町村の境界並びにその市町村の区域内の町又は字の境界
四　土地現況図	一　地形（十メートルの標高差を示す等高線によるもの） 二　造成区域の周辺地域の道路、河川、水路その他の公共施設の位置 三　造成事業に関連し法令の許可等を要するものがあるときは、その区域又は位置
五　土地利用計画図	造成区域内の樹林地、草生地、ホール、建物等の配置（名称、位置、形状及び規模）並びにこれらの敷地の形状
六　樹林地等配置図	造成区域内の現況（既存の樹林地、耕地、無立木地、溶岩地帯等を明らかにしたもの）
七　設計平面図	切土又は盛土をする土地の部分、がけ又は擁壁の位置及び道路の配置（位置、形状、幅員及び勾配）
八　設計断面図	切土又は盛土をする前後の地盤及び道路の構造並びにこれらの縦断面及び横断面

九　防災施設構造図	一　防災ダムその他の防災施設の配置（名称、位置、形状及び規模） 二　防災施設の正面、平面及び断面の構造並びにその敷地の形状
十　排水設計図	排水計画算定上の基礎資料及び流量計算表に基づく排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、排水処理機構、規模、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向及び吐口の位置並びにその放流先の名称及び放流先の区域外排水施設との接続状況
十一　地盤改良設計図	一　地盤の土質 二　地盤の改良、盛土及び段切りの位置並びに寸法
十二　がけの断面図	造成区域及びその周辺の地域におけるがけの高さ、勾配及び擁壁でおおわないがけ面の土質、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護の方法
十三　擁壁の断面図及び構造図	一　擁壁の寸法及び勾配並びに材料の種類及び寸法 二　擁壁の透水層の位置及び高さ 三　擁壁の水抜穴の位置、材料及び内径 四　擁壁の基礎地盤の土質 五　擁壁の基礎ぐいの位置、材料及び寸法
十四　取付道路設計図	取付道路の位置、構造、縦断勾配及び横断勾配
十五　給水設計図	給水施設の位置、形状及び内のり寸法並びに取水方法
十六　調整池の配置図及び断面図	一　調整池の配置（位置、形状及び規模その敷地の形状） 二　調整池の平面、縦断面及び排水施設との接続状況 三　造成区域周辺の水系の名称及び位置
十七　廃棄物処理設計図	ごみ、ふん尿等の処理施設の位置、構造及び機能
十八　仮設工事配置図	仮設工事を行う場所並びに仮設物の名称、位置及び規模

４．規則で定める様式

第１号様式

ゴルフ場等造成事業事前協議書

年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住所および氏名
（法人にあっては、その名称、　　㊞
協議者　代表者の氏名および主たる事務
所の所在地）

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第４条第１項の規定により次の造成事業について協議します。

造成事業の目的	
造成事業の名称	
造成区域の所在及び地番	
造成区域の面積	台帳面積　　㎡ 実測または見込み面積　　㎡
事業主の主な工事施工経歴及び資産状況	
添付図書	
その他参考事項	

注　参考事項欄には、工事の着手予定年月などを記入すること。

第2号様式

造　成　事　業　計　画　書

造成事業の名称

事業主の住所及び氏名

（法人にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）

1　造成区域の名称

(1)　造成区域の位置

(2)　造成区域の現況

2　造成計画の概要

(1)　造成計画の内容

(2)　用水関係

(3)　取付道路関係

(4)　防災対策

(5)　造成事業を行うために必要な資力及び信用

(6)　土地利用計画との整合性

(7)　地元への説明状況

(8)　法令による許可等の見込み

(9)　その他

3　施設の基本計画

(1)　樹林地等

(2)　防災施設

(3)　排水施設

4　工事施工予定者関係

第3号様式

ゴルフ場等造成事業設計確認申請書

年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住所及び氏名
申請者　（法人にあってはその名称、　　㊞
代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地）

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第9条第1項の規定により次の設計の確認について申請します。

事前協議同意番号	年　月　日　　第　　号
造成事業の目的	
造成事業の名称	
造成区域の所在地及び地番	
造成区域の面積	台帳面積　　m^2 実測または見込み面積　　m^2
土地取得の状況	
工事の着手予定年月日	年　月　日
工事の完了予定年月	年　月　日
添付図書	

第4号様式

造成事業設計書

造成事業の名称
事業主の住所及び氏名
（法人にあってはその名称、
代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地）
工事施行予定者の住所及び氏名
（法人にあってはその名称、
代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地）

1　造成区域の状況
（1）　造成区域の位置
（2）　造成区域の現況
2　土地利用計画の説明
（1）　土地利用計画の内容
（2）　法令による許可等の状況
（3）　その他
3　設計総括
（1）　設計の方針
（2）　造成事業の内容と経費の内訳
4　各種施設の実施設計
（1）　樹林地等
（2）　設計平面及び断面
（3）　防災施設
（4）　排水施設
（5）　地盤改良
（6）　擁壁
（7）　取付道路
（8）　用水関係
（9）　廃棄物処理
（10）　その他
5　施行経費内訳
6　各種工事の明細
7　単価表及び数量計算表

第5号様式

工事着手届

年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住所及び氏名
届出者　（法人にあってはその名称　　㊞
代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地）

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第10条第2項の規定により工事着手について届け出ます。

確認番号		年　月　日　第　号
造成事業の名称		
工事着手		年　月　日
工事施工者	住所	
	氏名または名称	
	連絡場所	（電話　　）
工事管理者	住所	
	氏名または名称	
	連絡場所	（電話　　）
摘要		

第6号様式

ゴルフ場等造成事業設計変更確認申請書

年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住所及び氏名
申請者　（法人にあってはその名称　　㊞
代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地）

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第11条第１項の規定により設計変更の確認を申請します。

確認番号	年　月　日　　第　号
造成事業の名称	
工事の着手予定年月	年　月
工事の完了予定年月	年　月
設計変更の内容	
設計変更の理由	
添付図書	
その他参考事項	

注　添付図書欄には、設計変更に係る図書を記入すること。

第7号様式（第9条関係）

軽微な変更届

年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住所及び氏名
届出書（法人にあってはその名称
代表者の氏名及び主たる　　㊞
事務所の所在地）

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第11条第1項ただし書の規定により軽微な変更を届け出ます。

確認番号	年　月　日　　第　号
造成事業の名称	
設計変更の内容及び図面	
設計変更の理由	
その他参考事項	

第8号様式

ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例に基づく確認標識	
確認番号	年　月　日　第　号
造成事業の名称	
造成区域の所在及び地番	
造成区域の面積	m^2
工事期間	年　月　日から　年　月　日まで
事業主の住所及び氏名	
工事施行者の住所及び氏名	
工事管理者の氏名	(電話　)

←……90センチメートル……→

←……130センチメートル……→

注　事業主及び工事施行者が法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

第9号様式

工事完了届

年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住所および氏名
届出者（法人にあってはその名称、　　㊞
代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地）

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第16条第1項の規定により工事が次のとおり完了したので届け出ます。

確認番号	年　月　日　第　号
工事完了年月日	年　月　日
造成事業の名称	
造成区域の所在及び地番	

第10号様式

同意（不同意）通知書

第　　号

年　　月　　日

殿

山梨県知事　　㊞

年　　月　　日付けで協議のあった　　事業については、同意したので（同意できないので）山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第6条第3項の規定により通知する

条件（理由）

第11号様式

設計(変更)確認(不確認)通知書

第　　号

年　　月　　日

殿

山梨県知事　　㊞

年　　月　　日づけで申請のあった設計(変更)の確認については、設計の基準に適合することを確認したので(基準に適合しないことを認めたので)、山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第9条第3項(同条例第11条第2項において準用する同条例第9条第3項)の規定により通知する。

造成事業の名称

造成区域の所在及び地番

造成区域の面積　　m^2

条例(理由)

第12号様式

工事施行者変更届

年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住所および氏名
届出者　(法人にあってはその名称、　　㊞
代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地)

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第14条の規定により工事施行者の変更を次のとおり届け出ます。

確認番号		年　月　日　　第　号	
造成事務の名称			
変更年月日		年　月　日	
工事施行者	新旧区分 住所・氏名	新	旧
	住所		
	氏名または名称		
	連絡場所	(電話　　)	(電話　　)
変更理由			
摘要			

第13号様式

工事着手時期の変更等届

年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住所および氏名
届出者（法人にあってはその名称、　　㊞
代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地）

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第14条の規定により工事の着手時期の変更(工事の完了時期の変更・工事の中止・工事の再開・工事の廃止)について次のとおり届け出ます。

確認番号		年　月　日　第　号
造成事業の名称		
工事の(　　)時期		年　月　日　着手及び中止の場合、その期間を記入すること。～年　月　日
変更・中止・再開・廃止する理由		
工事施行者	住所	
	氏名または名称	
	連絡場所	(電話　　)
工事施行者	住所	
	氏名または名称	
	連絡場所	(電話　　)
摘要		

注　欄の(　)内には、届出事項を記入すること。

第14号様式

工事完了検査済証

第　　号

年　　月　　日

殿

山梨県知事　　㊞

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第16条第3項（第11条第1項）の規定により次の工事が同条例に基づき確認をした設計に適合していることを認める。

確認番号　　年　　月　　日　　第　　号

造成区域の名称

事業主の住所及び氏名
（法人にあっては、その名称、
代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地）

第15号様式

（表）

第　　号

立　入　検　査　証

職

氏　名

生年月日

上記の者は、山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例（昭和48年山梨県条例第40号）第18条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。

年　月　日交付

山梨県知事　　㊞

←……6.0センチメートル……→

←……8.5センチメートル……→

（裏）

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第18条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして造成事業に係る土地に立ち入らせて、工事の状況を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを掲示しなければならない。

第１号様式　　ゴルフ場等造成事業事前協議書

第２号様式　　造成事業計画書

第３号様式　　ゴルフ場等造成事業設計確認申請書

（第９条関係）

（平１２規則１１１・一部改正）

第４号様式　　造成事業設計書

第５号様式　　工事着手届

第６号様式　　ゴルフ場等造成事業設計変更確認申請書

第７号様式　　軽微な変更届

第８号様式　　ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例に基づく確認標識

第９号様式　　工事完了届

第１０号様式　　同意（不同意）通知書

第１１号様式　　設計(変更)確認(不確認)通知書

第１２号様式　　工事施行者変更届

第１３号様式　　工事着手時期の変更等届

第１４号様式　　工事完了検査済証

第１５号様式　　立入検査証

５．その他様式

（第２号様式関係）

1　造成区域の名称

（１）　造成区域の位置

（２）　造成区域の現況

(A)　計画地の面積

区 分	公　簿 面　積	現　況 面　積	比　率
山　林			
原　野			
官有地 他			
計			

（注）　今回の増設分は（）で記入すること。

(B) 地形、地質の概要

(イ) 区域内標高とその標高差

最　　高	最　　低	平 均 標 高	高　低　差

(ロ) 傾斜度別面積の割合

区分	15 度 未 満 緩 傾 斜 地	15～30度未満 中 傾 斜 地	30度以上 急傾斜地	計
面積				
割合				

(ハ) 起伏量（高度別面積）

標　　高	面　　積	割　　合

(ニ) 谷密度

谷別延長（m）	流域面積(m２)	谷密度
A	B	A/B

（ホ）地　質

2　造成計画の概要

（1）　造成計画の内容

施設区分		面積	割合	規模の概要
ゴルフ場施設	コース			ホール数　H コース延長　m
	建物敷地			
	駐車場			収容台数　台
	練習場			
	道路			進入道路　m 管理道路地　m
	その他			砂防ダム　基 沈砂池　箇所
	小計			
樹林地	残置森林			
	造成林			
	小計			
その他				
合計				

（２）　用水関係

(A) 必要水量の算定

計画区分	必要水量	備考
生活用水		
コース散水		
その他		
合計		

(B) 水源及び確保水量の算定

水源	確保水量	備考
合計		

（注）　備考欄には各水量の算定式を記載すること。

（３）　取付道路関係

（４）　防災対策

(A) 法面の保護等

(1)切土盛土 面積等	切土面積	盛土面積	土工量		切土 最高高さ	盛土 最高高さ
			切土	盛土		
	m^2	m^2	m^3	m^3	m	m
(2)法面の保護	切土 法面勾配	盛土 法面勾配	小段の 設置	法面保護 の措置	擁壁の規模・構造	

(B) 指定保全区域の状況

指定保全区域	ア　砂防指定地　（　　m^2） イ　河川区域及び河川保全区域　（　　m^2） ウ　急傾斜地崩壊危険区域　（　　m^2） エ　地すべり防止区域　（　　m^2） オ　土石流危険渓流及び危険区域　（　　m^2） カ　その他自然災害発生等が予測される区域　（　　m^2）

(C) 排水計画の妥当性

(1)　雨水処理計画	ア　場内排水施設 （　　） イ　場外　〃 （　　） ウ　調整池設置箇所数 （　　） エ　流路変更の有無 （　　）
(2)　汚水処理計画	

(D) その他災害防止の面から見て当該造成上留意するべき事項

（５）　造成事業を行うために必要な資力及び信用

（A）事業主等の概要

（注）　経営主体等について次の書類を添付してください。
(1) 会社定款、商業登記簿、法人登記簿、株式上場の有無(親会社、関連会社も含む)
(2) 財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等)

（B）事業主のゴルフ場開発に関する事業実績

場　　所	場　　名	現時点での状況	特　記　事　項

（注）1　申請中のものについても記載してください。
2　親会社、関連会社についても記載してください。

（C）資金計画

（千円）

		年度	年度	年度	年度	年度	計
支出	用地費						
	コース造成費						
	防災工事費（場外）						
	防災工事費（場内）						
	建設費（クラブハウス等）						
	事務費（設計費含む）						
	借入金利息						
	借入金償還金						
	その他						
	計						
収入	資本金						
	その他						
	銀行借入金						
	その他借入金						
	処分収入						
	その他						
	計						

（注）　1　資本計画は、事前協議準備年度から工事完成年度までの年度別計画としてください。

2　資金計画には、会員募集（会員の種別に係わらず全て対象）による預託金収入などを見込まないでください。

3　処分収入がある場合はその内容を明記してください。

4　資金計画には次の書類を添付してください。

(1)　預金残高証明書(事前協議書作成時のもの)

(2)　借入金にあっては、金融機関からの融資証明書

(3)　納税証明書（最近時の法人税、事業税）

5　工事施工業者が立替工事する場合は、次の書類を添付してください。

(1)　立替工事を引き受けたことを証する書類

(2)　財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等)

(3)　立替工事施工業者の預金残高証明書

(D) 用地取得の概要

(1) 用地取得方針	ア　原則的に買収方式 イ　原則的に借地方式 ウ　買収、借地の併用方式 （該当する箇所へ○印）
(2) 用地取得方法	ア　自社の買収等による直接的取得 イ　他社による間接的取得（委託又は委任） A　委託、委任の内容 委託、委任先会社名（　　） B　委託、委託契約等の締結期間

(E) 造成事業の妨げとなる権利を有する者の同意状況 （　　年　　月　　日）

	宅地	農地			山林	原野	雑種地	道水路	その他	計
		田	畑	計						
A 計画面積	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2	m^2
B 同意済面積										
B/A										
C 地権者数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
D 同意済地権者										
D/C										

(F) ゴルフ場造成予定区域の土地調査

(　　市・町・村)　　NO.

物件内容						所有権以外の権利の種別	権利者	
所在地	地番	公簿		現況			氏名	住所
		地目	面積	地目	面積			
			m^2		m^2			

(注) 1 この調書は、ゴルフ場造成予定区域の全ての土地について記入してください。

2 物件の種類は農地物件(田、畑)と非農地物件(山林、原野など)に区分し、各々別紙で記入してください。

3 所有権以外の権利の種別欄は、所有権以外の永小作権、地上権、賃貸権、質権、抵当権などの別を記入してください。

（G）利害関係者の同意状況

地番	権利の種類	同意年月日	利害関係者の 住所及び氏名

（6）土地利用計画との整合性

(A) 市町村の基本構想と土地利用計画との整合性について
（未定の市町村にあっては、長期計画等との適合を検討しその旨を記入）

計 画 の 名 称	計 画 の 概 要	当該計画から見た 該当区域の位置づけ
国土利用計画法第8条に基づく市町村計画	計画期間　　年～　　年	

（注）　市町村の土地利用計画の写しを添付すること

(B) 土地利用計画等との適合性について

土地利用計画等	地域区分等との位置づけ
（1）都 市 地 域 （都 市 計 画 法）	ア 市街化区域 （見込 ㎡） イ 市街化調整区域(見込 ㎡) ウ その他の都市計画区域(見込 ㎡)
（2）農 業 地 域 （農業振興地域の整備に関する法律 農地法）	ア 農振農用地区域 （農地 ㎡ 山林・原野等 ㎡) イ その他の区域(農振白地)(農地 ㎡)
	ア 2ha以上の優良農地 イ 土地基盤整備事業の対象農地 (1 実施済 2 予定) ウ 開拓事業等の公共事業の対象地域 エ 制度融資対象事業又は施設で相当規模を有している農用地 オ 農林業を維持保全するに必要な農用地
	農地の区分 ア 第1種（ ㎡） イ 第2種（ ㎡） ウ 第3種（ ㎡）

土地利用計画等	地域区分等との位置づけ
（３）森　林　地　域 （森　林　法）	ア　保安林　（種類　）（　m²） イ　保安林予定森林　（種類　）（　m²） ウ　普通林　（　m²） 　合　計　m²
（４）自然公園地域 （自　然　公　園　法 県立自然公園条例）	ア　国立公園 　特別地域（特別保護地区、第１種、第２種、第３種） 　普通地域 イ　国定公園特別地域（特別保護地区、第１種、第２種、第３種） ウ　県立自然公園 　特別地域（特別保護地区、第１種、第２種、第３種） 　普通地域
（５）自然保全地域 （自然環境保全法 自然環境保全条例）	ア　自然保存地区　エ　自然活用地区 イ　景観保存地区　オ　自然造成地区 ウ　歴史景観保全地区　カ　自然記念物 （該当する箇所へ○印）
(6) 文化財の保護保全地域 （文化財保護法 文化財保護条例）	ア　含む（国指定　県指定　市町村指定　埋蔵文化財） イ　含まない （該当する箇所へ○印）
（7）鳥獣保護区 （鳥獣保護及び狩猟に関する法律）	ア　含む（保護区名　） イ　含まない （該当する箇所へ○印・記名）

（７）　地元への説明状況

（A）地区説明会開催の範囲

設　定	区　域	世　帯　数
(1) 市町村全域	―	人　　世帯
(2) 上記以外の場合		人 世帯
	理由	

（B）地区説明会の開催状況

	参加人員	主たる意見	回答または処理方針	回答日
第一回	人 世帯			
第二回	人 世帯			
第三回	人 世帯			
第四回	人 世帯			

（注）　1　説明資料を添付すること。

2　地区説明会で出た課題に対する回答について、別途書類を作成し別日に回答している場合、作成した書類を添付すること。

（8）　法令による許可等の見込み（法令との係わり）

番号	名　　称	係わり	備　　考
1	砂　　防　　法		
2	文　化　財　保　護　法		
3	森　　林　　法		
4	道　　路　　法		
5	農　　地　　法		
6	都　市　公　園　法		
7	自　然　公　園　法		
8	地すべり等防止法		
9	宅地造成及び特定盛土等規制法		
10	河　　川　　法		
11	都　市　計　画　法		
12	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
13	農業振興地域の整備に関する法律		
14	自然環境保全法		
15	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		

16	山梨県文化財保護条例		
17	山梨県立自然公園条例		
18	山梨県都市公園条例		
19	山梨県風致地区条例		
20	山梨県自然環境保全条例		
21	山梨県生活環境の保全に関する条例		
22	山梨県屋外広告物条例		
23	山梨県環境影響評価条例		

（注）1　係わりは、許可・届出の別を記載すること。
　　2　備考は状況、協議内容、協議者を記載すること（対応記録の添付でも可）。

（９）　その他

（A）地域振興上の効果について

(1) 地元雇用の創出	営業関係　　人　　キャディー　　人 事務関係　　人　　その他業務　　人 計（見込者数）　　人
(2) 税収見込み	市町村民税　　千円 固定資産税　　千円 都市計画税　　千円 娯楽施設利用税交付金　　千円 その他（　　）　　千円 計（見込額）　　千円
(3) 関連公共施設の整備	
(4) 地元物資調達	
(5) その他地域振興上の効果	

3　施設の基本計画

（1）　樹林地の計画

区　　分	面　積 ㎡	比　　率	摘　　要
現況樹林地			
現況保存の樹林地			
造成樹林地			
開発後の樹林地			

区　　分	面　積 ㎡	比　　率	摘　　要
樹林地以外の土地			
樹林地以外の現状保存の土地			

（2）　防災施設の計画

（３）　排水施設の計画

（A）　雨水の排水

（B）　汚水処理、排水

（C）　廃棄物の処理

4　工事施工予定者関係

(A) 工事施工予定業者のゴルフ場開発に関する事業実績

工事施工予定業者	ア　施工業者の名称 (　　) イ　〃　所在地 (　　) ウ　特記事項 (　　)

(B) 工事施工予定業者のゴルフ場開発に関する事業実績

場所	場名	現時点での状況	特記事項

(注)　申請中のものについても記載してください。

（第４号様式関係）

1　造成区域の状況

（１）　造成区域の位置

（２）　造成区域の現況

(A)　計画地の面積

区 分	公　簿 面　積	現　況 面　積	比　率
山　林			
原　野			
官有地 他			
計			

（注）　今回の増設分は（）で記入すること。

(B) 地形の概要

（イ）区域内標高とその標高差

最　　高	最　　低	平 均 標 高	高　低　差

（ロ）傾斜度別面積の割合

区分	15 度 未 満 緩 傾 斜 地	15～30度未満 中 傾 斜 地	30度以上 急傾斜地	計
面積				
割合				

２　土地利用計画の説明

（１）土地利用計画の内容

施設名		面積（ｍ２）	割合	摘要
コース内訳	１番ホール			
	２番ホール			
	３番ホール			
	４番ホール			
	５番ホール			
	６番ホール			
	７番ホール			
	８番ホール			
	９番ホール			
	１０番ホール			
	１１番ホール			
	１２番ホール			
	１３番ホール			
	１４番ホール			
	１５番ホール			
	１６番ホール			
	１７番ホール			
	１８番ホール			
	練習場			
	小計			

施設名		面積（ｍ２）	割合	摘要
クラブハウス周辺	クラブハウス建屋			
	駐車場			
	その他			
	小計			
管理棟周辺	管理事務所			
	機械倉庫			
	駐車場他			
	小計			
防災施設	排水路			
	防災ダム			
	小計			
道路	進入道路			
	管理道路			
	取付道路			
	小計			
樹林地	既存の樹林地			
	造成樹林地			
	小計			
その他	樹林地以外の現況保存地			
	受水槽			
	小計			
合計				

（２）　法令による許可等の状況

番号	名　　称	係わり	備　　考
1	砂　　防　　法		
2	文　化　財　保　護　法		
3	森　　林　　法		
4	道　　路　　法		
5	農　　地　　法		
6	都　市　公　園　法		
7	自　然　公　園　法		
8	地すべり等防止法		
9	宅地造成及び特定盛土等規制法		
10	河　　川　　法		
11	都　市　計　画　法		
12	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律		
13	農業振興地域の整備に関する法律		
14	自然環境保全法		
15	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律		

16	山梨県文化財保護条例		
17	山梨県立自然公園条例		
18	山梨県都市公園条例		
19	山梨県風致地区条例		
20	山梨県自然環境保全条例		
21	山梨県生活環境の保全に関する条例		
22	山梨県屋外広告物条例		
23	山梨県環境影響評価条例		

（注）1　係わりは、許可・届出の別を記載すること。
　　2　備考は状況、協議内容、協議者を記載すること（対応記録の添付でも可）。

（３）　その他

ホール番号	本グリーン（m）
１	～
２	～
３	～
４	～
５	～
６	～
７	～
８	～
９	～
小計	

ホール番号	本グリーン（m）
１０	～
１１	～
１２	～
１３	～
１４	～
１５	～
１６	～
１７	～
１８	～
小計	
合計	

3　設計総括

（1）設計の方針

（2）造成事業の内容と経費の内訳

(A)　施設の規模・構造

施設区分	規　　模　　・　　構　　造　　等
水　　源	
貯 水 槽	
そ の 他	

(B) 経費の内訳

（単位：千円）

科　　目	金　　額	備　　考

4　各種設計の実施設計

（1）樹林地等

（単位　m2）

造成区域 (a)	現状保存の樹林地 (b)	造成樹林地		開発後の樹林地 (e)= ((b)+(c)+(d))	比率(%) (e)/(a)×100
		平地 (c)	法面 (d)		

区分	総面積	樹林地	樹林地以外
造成区域 (a)			
造成地			
現状保存地 (b)			
比率(%) (b)/(a)×100			

（２）設計平面および断面

（A）施設別概要

施設名	面積（ｍ２）	概要内訳
１．コース内訳 ⑴グリーン ⑵ティ ⑶バンカー ⑷フェアウェイ ⑸ラフ・ヘビーラフ ⑹練習場 ⑺法面 ⑻修景池 ⑼植栽地 小計		
２．クラブハウス周辺 ⑴クラブハウス建屋 ⑵駐車場 ⑶その他 小計		
３．管理棟周辺 小計		
４．主排水路 小計		
５．防災施設 小計		
６．道路他 小計		
７．その他 小計		
合計		

（B）計画数量

区域面積	
形質変更面積	
現況保存地	
最高盛土高	
最高切土高	
造成盛土量	
造成切土量	
残土の処分方法	

（C）地質の概要

（D）設計の基準

項目	切土	盛土
法面勾配		
保護工		
小段		

（E）崖の標準断面

	盛土部	切土部
ゴルフコース内		
コース外部		

（３）防災施設

防災ダム	流 域 面 積 （ha）	流出土砂量 (m3)	雨水流出量 (m3)	計 (m3)	計画容量 (m3)
計					

（４）排水施設

（A）流量計算表結果

集水エリア	集水面積（ｈａ）	流入量（m3/s）	構造種別規格（mm）	流下能力（m3/s）	安全率（倍）	審査結果

（注）１　審査結果は、側溝、開渠等の場合は安全率１．２以上で「○」、安全率１．２未満で「×」とすること。暗渠等の場合は安全率２．０以上で「○」、安全率２．０未満で「×」とすること。なお、暗渠等に流木除け工又は土砂止め工等を設けない場合は安全率３．０以上で「○」、安全率３．０未満で「×」とすること。

２　暗渠の場合、構造種別・規格欄に内のり幅（mm）の記載もすること。

３　道路側溝等の流量計算も記載すること。

(B) 桝・マンホールの管理方法

集水 エリア	構造種別 規格（mm）	泥溜め深さ （cm）	浚渫頻度・管理方法

(C) 汚水処理

(イ) 桝・マンホールの管理方法

集水エリア	構造種別規格 (mm)	管渠の内径・内のり(mm)	蓋の有無	浚渫頻度・管理方法

(ロ) 汚水処理施設

施設	処理対象汚水量 (m3/日)	処理対象 BOD (mg/L)	排水先・処理施設・処理方法

(注)　放流先の管理者及び水利権者と協議した協議書を添付すること。

（５）地盤改良

（A）地盤改良

図面番号	軟弱地盤の原因	改良方法

(注)　地盤改良の必要があるエリアを図面で示すこと。

（B）土工

(1)切土盛土面積等	切土面積	盛土面積	土工量		切土最高高さ	盛土最高高さ
			切土	盛土		
	m^2	m^2	m^3	m^3	m	m

(2)法面の保護	切土法面勾配	盛土法面勾配	小段の設置	法面保護の措置	擁壁の規模・構造

（６）擁壁

擁壁構造	規格（高さ・延長）（m）	透水層厚さ（ｃｍ）		構造計算結果		
		上端	下端	破壊	転倒	滑動

（注）１　構造計算結果は安全率の数値を記載すること。
　　２　安全率は常時１．５以上、地震時１．０以上とすること。

（７）取付道路

（A）基本計画

道路位置	道路幅員（m）	最大通行車両の幅（m）	一方通行該当	待避所の有無	待避所の間隔（m）	縦断勾配（%）

（注）１　道路位置が分かる図面を添付すること。

２　一方通行道路又は３００m以内の区間毎に待避所があるものを通行する車両の幅は、当該道路の車道幅員から０．５mを減じたものを超えないものとすること。

３　２で規定する以外の道路を通行する車両の幅は、当該道路の車道幅員の２分の１を超えないものとすること。

４　縦断勾配は９%以下とすること。ただし、地形上やむを得ないと認める場合は、小区間に限り１２%であること。

（B）舗装

道路位置	舗装設計交通量	疲労破壊輪数（回/10 年）	塑性変形輪数（回/mm）	平坦性（mm）	浸透水量（ml/15s）

（注）　平坦性は舗装の施工直後で 2.4mm 以下とするが、沿道の環境保全（振動・騒音）への要求等を考慮して設定する。

（C）交通安全施設等

道路位置	道路延長（m）	防護柵等設置区間の延長（m）	設置防護柵の種類

（注）　防護柵、立体横断施設、道路標識設置箇所を示した図面を添付すること。

（８）用水関係

（A）水量確保

計画区分	必要水量	備考
生活用水		
コース散水		
その他		
合計		

（B）水源及び確保水量の算定

水源	確保水量	備考
合計		

（注）１　備考欄に各水量の算定式を記載すること。

２　水源として地下水を使用する場合、「山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例」の手続状況が分かる資料を添付すること。

（９）廃棄物処理

廃棄物処理施設	所轄市町村	協議年月日	備考

（注）　当該区域を所轄する市町村と協議した協議書を添付すること。

（１０）その他

（A）工程表

月 工種	1 ケ 月	2 ケ 月	3 ケ 月	4 ケ 月	5 ケ 月	6 ケ 月	7 ケ 月	8 ケ 月	9 ケ 月	10 ケ 月	11 ケ 月	12 ケ 月

（注）　工種ごとに作成すること

5　施行経費内訳

（A）造成事業の所要経費

（単位：千円）

科　　目	金　　額	備　　考
計		

（B）資金計画

科　　目	金　　額	備　　考
自己資金		
借入金		
計		

（C）年度別経費内訳

							（千円）
科目		年度	年度	年度	年度	年度	計
支出	用地費						
	コース造成費						
	防災工事費（場外）						
	防災工事費（場内）						
	建設費（クラブハウス等）						
	事務費（設計費含む）						
	借入金利息						
	借入金償還金						
	その他						
	計						
収入	資本金						
	その他						
	銀行借入金						
	その他借入金						
	処分収入						
	その他						
	計						

(注)1　資本計画は、工事開始年度から工事完成年度までの年度別計画としてください。
2　資金計画には、会員募集（会員の種別に係わらず全て対象）による預託金収入などを見込まないでください。
3　処分収入がある場合はその内容を明記してください。
4　資金計画には次の書類を添付してください。
(1)　預金残高証明書(事前協議準備書作成時のもの)
(2)　借入金にあっては、金融機関からの融資証明書
(3)　納税証明書（最近時の法人税、事業税）
5　工事施工業者が立替工事する場合は、次の書類を添付してください。
(1)　立替工事を引き受けたことを証する書類
(2)　財務諸表(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書等)
(3)　預金残高証明書

6　各種工事の明細

7　単価表および数量計算表

６．山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例

○　山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例

昭和四十八年七月九日
山梨県条例第四十号

（目的）

第一条　この条例は、本県が急峻な山岳に囲まれ、かつ、破砕しやすい地質により、しばし ば大災害を受け、又は受けるおそれのある自然環境にあることにかんがみ、災害を防止し、秩序ある土地利用を図り、安全で良好な地域環境を確保するため、ゴ ルフ場等の大規模な造成事業の適正化を図り、もつて、県民の福祉に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　造成事業　ゴルフ場等（ゴルフ場、遊園地及びこれらに類するレクリエーション施設であつて規則で定めるものをいう。）を新設又は増設するため土地又はその定着物の現状を変更し、又は保存する事業をいう。

二　造成区域　ゴルフ場等の用に供する土地の区域をいう。

三　事業主　造成事業に係る工事（以下「工事」という。）の請負契約の注文者又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。

四　工事施行者　工事の請負人又は請負契約によらないでみずからその工事をする者をいう。

（適用事業）

第三条　この条例は、造成区域の面積が五ヘクタール以上の一団の土地に係る造成事業について適用する。ただし、国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体が行なう造成事業については、適用しない。

（知事との事前協議）

第四条　事業主は、造成事業を行なおうとするときは、当該造成事業の計画についてあらかじめ知事に協議し、その同意を得なければならない。

２　事業主は、前項の規定による協議をしようとするときは、協議書に規則で定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

（意見聴取）

第五条　知事は、前条第二項の規定により協議書の提出があつたときは、知事が当該協議書による造成事業に関係があると認める市町村の長の意見を聴かなければならない。

（同意）

第六条　知事は、第四条第一項の規定による同意については、次の事項を勘案してするものとする。

一　県及び市町村の土地利用に関する計画に適合するものであること。
二　周辺地域の将来の発展に貢献するものであること。
三　地域住民の生活環境に支障を及ぼさないものであること。
四　造成事業の施行にあたり当該造成区域内の土地等について自然保護、災害防止及び土地利用に関する法令であつて規則で定めるものにより許可等を要するものにあつては、当該許可等が受けられる見込みのあるものであること。
五　埋蔵文化財、天然記念物等の文化財の保護が図られるものであること。
六　自然環境の改変が最小限であり、植生の回復の措置が講ぜられるものであること。
七　がけくずれ、土砂の流出、地すべり、出水等の災害に対する防止対策が講ぜられるものであること。
八　水源かん養及び地下水資源保護の対策が講ぜられるものであること。
九　周辺地域の農林漁業との健全な調和が図られるものであること。
十　事業主が次のいずれにも該当しないものであること。
イ　山梨県暴力団排除条例（平成二十二年山梨県条例第三十五号）第二条第三号に規定する暴力団員等（ハにおいて単に「暴力団員等」という。）
ロ　法人でその役員のうちにイに該当する者のあるもの
ハ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

２　知事は、第四条第一項の規定による同意については、山梨県ゴルフ場等造成審査会の意見を聞かなければならない。

３　知事は、第四条第一項の規定による同意をしたときは、協議を申し出た事業主にその旨を通知しなければならない。同意をしなかつたときも同様とする。

第七条　削除

（設計基準）

第八条　事業主は、工事の設計(以下「設計」という。)を定めるにあたつては、別表第一に定める設計の基準(以下「設計基準」という。)に適合するようにしなければならない。

（設計の確認）

第九条　事業主は、工事を施行しようとするときは、第四条第一項の規定による知事の同意を得た後、当該工事に着手する前に、当該設計が設計基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。

２　前項の規定による確認を受けようとする事業主は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に規則で定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

一　氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

二　造成区域の位置及び面積
三　造成事業の種類及び規模
四　請負契約によつて工事を施行しようとする場合は、当該工事の請負人の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
五　その他規則で定める事項
3　知事は、前項の申請書を受理した場合において、設計が設計基準に適合することを確認したとき、又は適合しないと認めたときは、その旨を当該申請をした者に通知しなければならない。

(工事の着手の時期)

第十条　事業主は、前条第一項の規定による確認を受けた後でなければ工事に着手してはならない。
2　事業主は、工事に着手しようとするときは、規則で定めるところにより知事に届け出なければならない。

(設計の変更)

第十一条　事業主は、第九条第一項の 規定による確認を受けた設計を変更しようとするときは、当該変更に係る部分の設計が設計基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければ ならない。ただし、規則で定める軽微な変更であつて規則で定めるところによりあらかじめ知事に届け出たものは、この限りでない。
2　第九条第二項及び第三項並びに前条の規定は、前項の確認について準用する。

(工事の際の遵守義務)

第十二条　事業主又は工事施行者(請負工事の下請人を含む。次条、第十七条及び第十九条において同じ。)は、第九条第一項又は前条第一項の規定による確認を受けた設計に適合するよう工事を施行しなければならない。

(防災等の措置)

第十三条　事業主又は工事施行者は、工事により造成区域及びその周辺に次の各号に掲げる事態を生じさせないよう、当該工事に着手する前に適切な措置を講じなければならない。
一　がけくずれ、土砂の流出、地すべり、出水等による災害が生ずること。
二　河川及び水路の利水又は排水に支障を及ぼすこと。
三　排水路その他の排水施設の使用に支障を及ぼすこと。
四　交通に支障を及ぼすこと。
2　事業主は、工事を廃止し、又は中止しようとするときは、当該工事の廃止又は中止後においてすでに施行された工事に よつて生ずると予想される災害を防止し、かつ、当該工事によつて造成区域の周辺の土地の利用に支障を及ぼさないように前項に規定する措置を講じなければな らない。

（造成事業の変更等の届出）

第十四条　事業主は、次の各号に掲げるときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

一　工事施行者を変更したとき。

二　工事の着手又は完了の時期を変更しようとするとき。

三　工事を二週間以上中止し、又は当該工事を再開しようとするとき。

四　工事を廃止しようとするとき。

（設計確認の掲示）

第十五条　第九条第三項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の通知を受けた事業主は、規則で定めるところにより、当該確認に係る造成区域内の見やすい場所に確認があつた旨を掲示しておかなければならない。

（工事の完了検査）

第十六条　事業主は、工事が完了したときは、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

２　知事は、前項の届出があつたときは、当該工事が第九条第一項又は第十一条第一項の規定による確認をした設計に適合しているかどうかについて検査しなければならない。

３　知事は、前項の規定により検査を行なつた場合であつて、当該工事が設計に適合していると認めたときは、検査済証を事業主に交付しなければならない。

（監督処分）

第十七条　知事は、工事がこの条例に違反して施行されたときは、事業主、工事施行者又は工事管理者に対して、当該工事の停止を命じ、又は相当の期限を定めて、その違反を是正するために必要な措置をとることを命ずることができる。

（立入検査）

第十八条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして造成事業の施行に係る土地に立ち入らせて、工事の状況を検査させることができる。

２　前項の規定により職員が立入検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（報告の徴取、勧告等）

第十九条　知事は、工事に関し、事業主又は工事施行者に対し、この条例の施行に必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告をすることができる。

（警察本部長への情報提供依頼）

第二十条　知事は、事業主が第六条第一項第十号イからハまでの規定に該当するか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

（知事への情報提供）

第二十一条　警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により事業主が第六条第一項第十号イからハまでの規定に該当すると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

（ゴルフ場等造成審査会）

第二十二条　知事の諮問に応じ、造成事業に関する事項について審議させるため、知事の附属機関として、山梨県ゴルフ場等造成審査会（以下「審査会」という。）を置く。

第二十三条　審査会は、委員十人以内で組織する。

２　委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

３　委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十四条　審査会に会長を置き、委員の互選によつてこれを決める。

２　会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

第二十五条　前三条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会にはかつて定める。

（手数料）

第二十六条　第九条第一項又は第十一条第一項の規定による確認の申請をしようとする者は、別表第二に定める手数料を納入しなければならない。

（実施規定）

第二十七条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（罰則）

第二十八条　次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条の規定による命令に違反した者

二　第十八条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十九条　第九条第一項又は第十一条第一項の規定による確認を受けないで工事に着手した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十条　次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第十条第二項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）又は第十四条第一号、第三号若しくは第四号の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二　第十六条第一項の規定による届出をしなかつた者

三　第十九条の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

（両罰規定）

第三十一条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をした場合は、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において規則で定める日から施行する。

（昭和四八年規則五一で昭和四八年八月一五日から施行）

（経過措置）

２　この条例の施行の際、現に工事に着手している造成事業については、第十三条並びに同条の規定に違反して工事が施行された場合に係る第十七条、第十八条及び第二十六条並びに次項の規定を除き、この条例の規定は、適用しない。

３　この条例の施行の際、現に工事に着手している造成事業の事業主は、この条例の施行の日から起算して三十日以内に、第九条第二項に掲げる事項を記載した申請書に、規則で定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

（関係条例の改正）

４　附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（昭和五一年条例第一七号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和五十一年四月一日から施行する。

附　則（昭和五九年条例第二〇号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附　則（昭和六二年条例第九号）

（施行期日）

１　この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附　則（平成二年条例第二〇号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第四条第二項の規定により協議書が知事に提出されている造成事業については、なお従前の例による。

附　則（平成四年条例第一九号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成四年四月一日から施行する。

附　則（平成四年条例第二八号）

（施行期日）

１　この条例は、平成四年五月一日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成七年条例第一七号）

（施行期日）

１　この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附　則（平成七年条例第四六号）抄

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成八年規則第一〇号で、平成八年四月一日から施行）

附　則（平成一二年条例第五一号）

（施行期日）

１　この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に第一条の規定による改正前の山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例 第七条の規定により締結している造成事業に関する協定については、第一条の規定による改正後の山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（施行期日）

１　この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　第一条の規定による改正後の山梨県ゴルフ場等造成事業の適性化に関する条例第六条第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる造成事業に係る知事との協議について適用し、同日前に行われた造成事業に係る知事との協議については、なお従前の例による。

附　則（令和六年条例第五〇号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

別表第一（第八条関係）

区　分	設　　計　　の　　基　　準
樹林地等	一　造成区域には、原則として当該造成区域の総面積の五〇パーセント以上にあたる樹林地が適切に配置されていること。 二　既存の樹林地は、原則として当該樹林地の総面積の四〇パーセント以上が現状のまま保存されていること。 三　造成区域内の周辺部には、原則として幅三〇メートル以上の樹林地（既存の樹林地は原則二〇メートル以上）の地帯が設けられていること。 四　ゴルフ場にあつては、原則としてホールとホールとの間に幅三〇メートル以上の樹林地（既存の樹林地は原則二〇メートル以上）、草生地等の地帯が設けられ、当該地帯は、現状のまま活用されていること。
防災施設	一　地形、地質、降雨等の状況を勘案し、適正な土砂止めのダム等の防災施設が設けられていること。 二　工事施行中における降雨又は土砂流出等による災害を防止するため、仮排水路工、仮土止工等の措置が講ぜられていること。
排水施設	一　排水施設は、ラショナル式を用いて算定した計画流量並びに事業に起因し、又は付随する排水量及び地下水量から算定した計画汚水量を有効かつ適切に排出する構造及び能力を有すること。 二　事業による排水により、放流先の排水に支障が生ずる場合は、当該事業による排水の支障がなくなる地点まで改修が行なわれること。やむを得ない理由により工事の着手前に改修ができないと認められる場合は、一時雨水を貯留する遊水池その他適当な施設が設けられていること。 三　排水施設は、放流先の排水施設及び利水施設並びに利水に支障を及ぼさないものであること。 四　排水施設は、コンクリート、石材その他の耐久力及び耐水性がある材料を用い、漏水防止について必要な措置が講ぜられ、清掃又は維持管理のために容易な構造であること。 五　排水施設は、道路及び他の公共施設の維持管理上支障のない場所に設けられていること。 六　排水施設は、原則として開渠である構造とすること。やむを得ず暗渠である構造とする場合は、暗渠の始点の箇所又は下水の流路の方向、勾配若しくは横断面が著しく変化する箇

<table>
<tr><td></td><td>所その他維持管理上必要な箇所に枡又はマンホールが設けられていること。
七　排水施設の流水により洗掘が生ずるおそれがある場合は、当該洗掘を防止するために必要な防護施設が設けられていること。</td></tr>
<tr><td>地　　盤</td><td>地盤の軟弱な土地、出水のおそれがある土地又は著しく傾斜した土地が造成区域内にある場合は、地盤改良、盛土、段切り等安全のため必要な措置が講ぜられていること。</td></tr>
<tr><td>擁　　壁</td><td>一　造成区域内のがけ面、切土面又は盛土面の保護のため擁壁が設けられていること。ただし、当該がけ面、切土面又は盛土面のうち法面が石張り、芝張り等で保護されていた部分であつて、その土質に応じ勾配が次の表中欄の角度を超え、同表下欄の角度以下のもの（その上端から下方に垂直距離五メートル以内の部分に限る。）については、次表に該当するものはこの限りでないが、法面は、石張り、芝張り等で保護されていること。
<table>
<tr><th>土　　質</th><th>擁壁を要しない勾配の上限</th><th>擁壁を要する勾配の下限</th></tr>
<tr><td>軟岩（風化の著しいものは除く。）</td><td>六十度</td><td>八十度</td></tr>
<tr><td>風化の著しい岩</td><td>四十度</td><td>五十度</td></tr>
<tr><td>砂利、真砂土、関東ローム、粘土その他これらに類するもの</td><td>三十五度</td><td>四十五度</td></tr>
</table>
二　高さが二・五メートルをこえる擁壁の構造は、鉄筋コンクリート造り又は無筋コンクリート造りとし、石積については、練石積であること。
三　壁面には、面積二・〇平方メートル以内に一箇所ごとに一個の耐水材料を用いた水抜穴（内径六・〇センチメートル以上）が設けられ、かつ、擁壁の裏面で水抜穴の周辺には砂利等の透水層が設けられていること。
四　構造材料又は構造方法が前各号の規定によらない擁壁にあつては、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第十七条に定める擁壁とすること。
五　切土又は盛土をした土地の部分に生ずるがけ面の上端に続く地盤には、そのがけ面の反対方向に雨水等の地表水が流れるよう勾配が設けられていること。</td></tr>
</table>

取付道路	一　取付道路は、幅員五・五メートル以上の道路(造成区域の周辺の道路の状況によりやむを得ないと認められる場合は、車両の通行に支障がない道路)に接続していること。 二　取付道路の縦断勾配は、九・〇パーセント以下であること。ただし、地形上やむを得ないと認められる場合は、小区間に限り一二・〇パーセントであること。 三　取付道路の横断勾配は、道路の構造により適当な値であること。 四　取付道路は、原則として簡易舗装以上の舗装のものであること。 五　取付道路には、雨水等を有効に排出するため必要な測溝、街渠その他防災上適当な施設が設けられていること。 六　道路の管理者と事前に協議が行なわれたものを除き、造成区域内の排水は、道路の側溝に排出されないこと。 七　取付道路が屈曲し、又は取付道路に接して、がけ、水路等があるため、交通上危険のある箇所には、防護さくその他適当な防護施設が設けられていること。 八　取付道路は、道路及び通路の円滑な交通に支障を及ぼさない構造のものであること。
用　　水	一　用水は、原則として造成区域内の池、沼及び調整池の水が活用されていること。 二　用水として地下水を使用する場合は、地下水採取によつて、隣接する既設の井戸その他の水利用に支障を及ぼさないこと。
廃棄物処理	ごみ、ふん尿等の処理については、環境衛生上周辺地域に支障を及ぼさないよう措置が講ぜられていること。

別表第二(第二十四条関係)

一　第九条第一項の規定による確認

造成区域の面積	手数料の額
五ヘクタール以上一〇ヘクタール未満	一件につき　四〇〇、〇〇〇円
一〇ヘクタール以上三〇ヘクタール未満	一件につき　五〇〇、〇〇〇円
三〇ヘクタール以上五〇ヘクタール未満	一件につき　六〇〇、〇〇〇円
五〇ヘクタール以上一〇〇ヘクタール未満	一件につき　七〇〇、〇〇〇円
一〇〇ヘクタール以上	一件につき　八〇〇、〇〇〇円

二　第十一条第一項の規定による変更の確認

変更の区分	手数料の額
造成区域の変更を伴わない設計変更	一件につき　　前表に規定する額に十分の一を乗じて得た額
新たな土地の造成区域への編入に係る設計変更	一件につき　　新たに編入される造成区域の面積に応じ、前表に規定する額
造成区域の面積の縮小に係る設計変更	一件につき　　縮小後の造成区域の面積(新たな土地の造成区域への編入を伴う場合においては、当該編入に係る土地の面積を除く。)に応じ、前表に規定する額に十分の一を乗じて得た額

７．山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則

○山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則

昭和四十八年八月九日

山梨県規則第五十二号

（趣旨）

第一条　この規則は、山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例（昭和四十八年山梨県条例第四十号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（規則で定めるレクリエーション施設）

第二条　条例第二条第一号に規定する規則で定めるレクリエーション施設は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　フイールド・アーチエリー場、スキー場、車両競走場、乗馬場又は射撃場

二　動物園又は植物園

三　ゴルフ場、遊園地及び前二号に掲げる施設を二以上設置するもの

（規則で定める公共的団体）

第三条　条例第三条に規定する規則で定める公共的団体は、次に掲げるとおりとする。

一　独立行政法人都市再生機構

二　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

三　山梨県住宅供給公社

四　山梨県土地開発公社

五　その他これらに類する公共団体で知事が認めるもの

（協議書等）

第四条　条例第四条第二項に規定する協議書は、ゴルフ場等造成事業事前協議書（第一号様式）によるものとし、同項に規定する規則で定める図書は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　造成事業計画書（第二号様式）

二　造成区域位置図

三　造成区域図

四　造成区域内の土地の公図の写し

五　当該造成区域内において開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていることを証する書類

六　　土地現況図

七　　土地利用計画図

八　　樹林地等配置図

九　　防災施設計画図

十　　給水及び排水の計画図

十一　取付道路計画図

十二　その他知事が必要と認める図書

（関係市町村の認定等）

第五条　知事は、造成区域の所在する市町村以外の市町村を条例第五条の規定により造成事業に関係があるものと認めたときは、その旨を条例第四条第一項の規定により協議した事業主に通知するものとする。

２　事業主は、前項の通知があつたときは、すみやかにゴルフ場等造成事業事前協議書及び前条に定める図書の写しを前項に規定する市町村の長に提出しなければならない。

（規則で定める法令）

第六条　条例第六条第一項第四号に規定する規則で定める法令は、次に掲げるとおりとする。

一　砂防法（明治三十年法律第二十九号）

二　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）

三　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

四　道路法（昭和二十七年法律第百八十号）

五　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）

六　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）

七　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）

八　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）

九　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）

十　河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）

十一　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

十二　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）

十三　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）

十四　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）

十五　鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）

十六　山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）

十七　山梨県立自然公園条例（昭和三十二年山梨県条例第七十四号）

十八　山梨県都市公園条例（昭和三十九年山梨県条例第二十一号）

十九　山梨県風致地区条例（昭和四十五年山梨県条例第二十六号）

二十　山梨県自然環境保全条例（昭和四十六年山梨県条例第三十八号）

二十一　山梨県生活環境の保全に関する条例（昭和五十年山梨県条例第十二号）

二十二　山梨県屋外広告物条例（平成三年山梨県条例第三十五号）

二十三　山梨県環境影響評価条例（平成十年山梨県条例第一号）

（設計確認申請書等）

第七条　条例第九条第二項に規定する申請書は、ゴルフ場等造成事業設計確認申請書（第三号様式）によるものとし、同項に規定する規則で定める図書は、次の表の図書の種類の欄に掲げるとおりとする。

図書の種類	明示すべき事項
一　造成事業設計書（第四号様式）	一　設計説明 二　施業経費内訳 三　各種工事の明細 四　単価及び数量計算
二　造成区域位置図	造成区域外の道路の機能及び排水放流先の状況が判断しうる造成区域の位置
三　造成区域図	造成区域及びその周辺地域における市町村の境界並びにその市町村の区域内の町又は字の境界
四　土地現況図	一　地形（十メートルの標高差を示す等高線によるもの） 二　造成区域の周辺地域の道路、河川、水路その他の公共施設の位置 三　造成事業に関連し法令の許可等を要するものがあるときは、その区域又は位置
五　土地利用計画図	造成区域内の樹林地、草生地、ホール、建物等の配置（名称、位置、形状及び規模）並びにこれらの敷地の形状

六　樹林地等配置図	造成区域内の現況（既存の樹林地、耕地、無立木地、溶岩地帯等を明らかにしたもの）
七　設計平面図	切土又は盛土をする土地の部分、がけ又は擁壁の位置及び道路の配置（位置、形状、幅員及び勾配）
八　設計断面図	切土又は盛土をする前後の地盤及び道路の構造並びにこれらの縦断面及び横断面
九　防災施設構造図	一　防災ダムその他の防災施設の配置（名称、位置、形状及び規模） 二　防災施設の正面、平面及び断面の構造並びにその敷地の形状
十　排水設計図	排水計画算定上の基礎資料及び流量計算表に基づく排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、排水処理機構、規模、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向及び吐口の位置並びにその放流先の名称及び放流先の区域外排水施設との接続状況
十一　地盤改良設計図	一　地盤の土質 二　地盤の改良、盛土及び段切りの位置並びに寸法
十二　がけの断面図	造成区域及びその周辺の地域におけるがけの高さ、勾配及び擁壁でおおわないがけ面の土質、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護の方法
十三　擁壁の断面図及び構造図	一　擁壁の寸法及び勾配並びに材料の種類及び寸法 二　擁壁の透水層の位置及び高さ 三　擁壁の水抜穴の位置、材料及び内径 四　擁壁の基礎地盤の土質 五　擁壁の基礎ぐいの位置、材料及び寸法
十四　取付道路設計図	取付道路の位置、構造、縦断勾配及び横断勾配
十五　給水設計図	給水施設の位置、形状及び内のり寸法並びに取水方法

十六　調整池の配置図及び断面図	一　調整池の配置（位置、形状及び規模及びその敷地の形状） 二　調整池の平面、縦断面及び排水施設との接続状況 三　造成区域周辺の水系の名称及び位置
十七　廃棄物処理設計図	ごみ、ふん尿等の処理施設の位置、構造及び機能
十八　仮設工事配置図	仮設工事を行う場所並びに仮設物の名称、位置及び規模

（工事着手届）

第八条　条例第十条第二項に規定する届出は、工事着手届（第五号様式）によるものとし、工事着手前十日までに知事に提出しなければならない。

（設計変更の確認）

第九条　条例第十一条第一項に規定する確認を受けようとする事業主は、ゴルフ場等造成事業設計変更確認申請書（第六号様式）に、第六条の表の図書の種類の欄に掲げる図書のうち変更に係るものを添えて知事に提出するものとする。

２　条例第十一条第一項ただし書に規定する軽微な変更は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　工事実施に関し通常必要と認められる軽易な変更

二　災害の防止及び安全で良好な地域環境の確保に支障のない軽易な変更

３　条例第十一条第一項ただし書の規定による届出は、軽微な変更届（第七号様式）によるものとする。

（変更の届出の期限）

第十条　条例第十四条各号に規定する場合の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに行なわなければならない。

一　工事施行者を変更した場合　当該変更の日から十日以内

二　工事の着手又は完了の時期を変更しようとする場合　当該変更しようとする日の十日前

三　工事を二週間以上中止し、又は当該工事を再開しようとする場合　当該中止し、又再開しようとする日の十日前

四　工事を廃止しようとする場合　当該廃止しようとする日の二十日前

（設計確認の掲示）

第十一条　条例第十五条に規定する設計確認の掲示は、ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例に基づく確認標識（第八号様式）によるものとし、その掲示期間は、工事に着手した日から条例第十六条第三項に規定する検査済証の交付を受けた日までとする。

（完了届）

第十二条　条例第十六条第一項に規定する届出は、工事完了届（第九号様式）によるものとし、工事完了後十日以内に工事完成図及び工事完成写真を添えて知事に提出するものとする。

（通知書等の様式）

第十三条　次の各号に掲げる通知、届出又は検査済証等の様式は、当該各号に掲げるとおりとする。

一　条例第六条第三項に規定する通知　同意（不同意）通知書（第十号様式）

二　条例第九条第一項に規定する通知（条例第十一条第二項において準用する規定による通知を含む。）設計（変更）確認（不確認）通知書（第十一号様式）

三　条例第十四条第一号に規定する届出　工事施行者変更届（第十二号様式）

四　条例第十四条第二号から第四号までに規定する届出　工事着手時期の変更等届（第十三号様式）

五　条例第十六条第三項に規定する検査済証　工事完了検査済証（第十四号様式）

六　条例第十八条第二項に規定する証票　立入検査証（第十五号様式）

（協議書等の経由）

第十四条　条例及びこの規則の規定による協議書、申請書及び届出書並びにこれらに添付する図書は、造成区域の所在地を管轄する林務環境事務所を経由するものとする。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、昭和四十八年八月十五日から施行する。

（規則で定める図書）

2　条例附則第三項に規定する規則で定める図書は、第六条の表の図書の種類の欄に掲げるとおりとする。

附　則（昭和五六年規則第五三号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県行政組織規則、山梨県事務決裁規則、山梨県宅地開発事業の基準に関する条例施行規則、山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則及び土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得税の特例制度に係る優良住宅地認定事務取扱規則の規定は、昭和五十六年十月一日から適用する。

附　則（昭和六〇年規則第二五号）

（施行期日）

1　この規則中、第三条第五号及び第十一号の改正規定は公布の日から、同条第二号及び第三号の改正規定は昭和六十年四月一日から施行する。

附　則（昭和六二年規則第一号）

（施行期日）

1　この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附　則（平成四年規則第五号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成四年規則第一〇号）抄

（施行期日）

1　この規則は、平成四年四月一日から施行する。

附　則（平成一二年規則第一一一号）

（施行期日）

1　この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附　則（平成一三年規則第二九号）

（施行期日）

1　この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附　則（平成一五年規則第一七号）

（施行期日）

1　この規則は、平成十五年四月十六日から施行する。

附　則（平成一五年規則第七三号）

（施行期日）

1　この規則は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第三条第一号及び第二号の改正規定（同条第一号に係る部分に限る。）は、平成十六年七月一日から施行する。

附　則（平成一七年規則第三五号）

（施行期日）

1　この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附　則（平成一七年規則第五三号）

（施行期日）

1　この規則は、平成十七年十月一日から施行する。

附　則（平成一八年規則第一号）抄

（施行期日）

1　この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附　則（平成二〇年規則第三四号）抄

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成二七年規則第二八号）抄

（施行期日）

1　この規則は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

附　則（令和六年規則第三五号）

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則第二号様式による造成事業計画書は、この規則による改正後の山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例施行規則第二号様式による造成事業計画書とみなす。

第１号様式

ゴルフ場等造成事業事前協議書

年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住所および氏名
（法人にあっては、その名称、　　㊞
協議者　代表者の氏名および主たる事務
所の所在地）

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第４条第１項の規定により次の造成事業について協議します。

造成事業の目的	
造成事業の名称	
造成区域の所在及び地番	
造成区域の面積	台帳面積　　㎡ 実測または見込み面積　　㎡
事業主の主な工事施工経歴及び資産状況	
添付図書	
その他参考事項	

注　参考事項欄には、工事の着手予定年月などを記入すること。

第2号様式

造　成　事　業　計　画　書

造成事業の名称

事業主の住所及び氏名

（法人にあっては、その名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地）

1　造成区域の名称

(1)　造成区域の位置

(2)　造成区域の現況

2　造成計画の概要

(1)　造成計画の内容

(2)　用水関係

(3)　取付道路関係

(4)　防災対策

(5)　造成事業を行うために必要な資力及び信用

(6)　土地利用計画との整合性

(7)　地元への説明状況

(8)　法令による許可等の見込み

(9)　その他

3　施設の基本計画

(1)　樹林地等

(2)　防災施設

(3)　排水施設

4　工事施工予定者関係

第3号様式

ゴルフ場等造成事業設計確認申請書

年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住所及び氏名
申請者　（法人にあってはその名称、　　㊞
代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地）

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第9条第1項の規定により次の設計の確認について申請します。

事前協議同意番号	年　月　日　　第　　号
造成事業の目的	
造成事業の名称	
造成区域の所在地及び地番	
造成区域の面積	台帳面積　　m^2 実測または見込み面積　　m^2
土地取得の状況	
工事の着手予定年月日	年　月　日
工事の完了予定年月	年　月　日
添付図書	

第4号様式

造成事業設計書

造成事業の名称
事業主の住所及び氏名
（法人にあってはその名称、
代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地）
工事施行予定者の住所及び氏名
（法人にあってはその名称、
代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地）

1　造成区域の状況
（1）　造成区域の位置
（2）　造成区域の現況
2　土地利用計画の説明
（1）　土地利用計画の内容
（2）　法令による許可等の状況
（3）　その他
3　設計総括
（1）　設計の方針
（2）　造成事業の内容と経費の内訳
4　各種施設の実施設計
（1）　樹林地等
（2）　設計平面及び断面
（3）　防災施設
（4）　排水施設
（5）　地盤改良
（6）　擁壁
（7）　取付道路
（8）　用水関係
（9）　廃棄物処理
（10）　その他
5　施行経費内訳
6　各種工事の明細
7　単価表及び数量計算表

第5号様式

工事着手届

年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住所及び氏名
届出者　（法人にあってはその名称　　㊞
代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地）

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第10条第2項の規定により工事着手について届け出ます。

確認番号		年　月　日　第　号
造成事業の名称		
工事着手		年　月　日
工事施工者	住所	
	氏名または名称	
	連絡場所	（電話　　）
工事管理者	住所	
	氏名または名称	
	連絡場所	（電話　　）
摘要		

第6号様式

ゴルフ場等造成事業設計変更確認申請書

年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住所及び氏名
申請者　（法人にあってはその名称　　㊞
代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地）

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第11条第１項の規定により設計変更の確認を申請します。

確認番号	年　月　日　　第　号
造成事業の名称	
工事の着手予定年月	年　月
工事の完了予定年月	年　月
設計変更の内容	
設計変更の理由	
添付図書	
その他参考事項	

注　添付図書欄には、設計変更に係る図書を記入すること。

第7号様式（第9条関係）

軽微な変更届

年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住所及び氏名
届出書（法人にあってはその名称
代表者の氏名及び主たる　　㊞
事務所の所在地）

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第11条第1項ただし書の規定により軽微な変更を届け出ます。

確認番号	年　月　日　　第　　号
造成事業の名称	
設計変更の内容及び図面	
設計変更の理由	
その他参考事項	

第8号様式

ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例に基づく確認標識	
確認番号	年　月　日　第　号
造成事業の名称	
造成区域の所在及び地番	
造成区域の面積	m^2
工事期間	年　月　日から　年　月　日まで
事業主の住所及び氏名	
工事施行者の住所及び氏名	
工事管理者の氏名	(電話　)

←……90センチメートル……→

←……130センチメートル……→

注　事業主及び工事施行者が法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

第9号様式

工事完了届

年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住所および氏名
届出者（法人にあってはその名称、　　㊞
代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地）

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第16条第1項の規定により工事が次のとおり完了したので届け出ます。

確認番号	年　月　日　第　号
工事完了年月日	年　月　日
造成事業の名称	
造成区域の所在及び地番	

第10号様式

同意（不同意）通知書

第　　号

年　　月　　日

殿

山梨県知事　　㊞

年　　月　　日付けで協議のあった　　事業については、同意したので（同意できないので）山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第6条第3項の規定により通知する

条件（理由）

第11号様式

設計(変更)確認(不確認)通知書

第　　号

年　　月　　日

殿

山梨県知事　　㊞

年　　月　　日づけで申請のあった設計(変更)の確認については、設計の基準に適合することを確認したので(基準に適合しないことを認めたので)、山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第9条第3項(同条例第11条第2項において準用する同条例第9条第3項)の規定により通知する。

造成事業の名称

造成区域の所在及び地番

造成区域の面積　　m^2

条例(理由)

第12号様式

工事施行者変更届

年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住所および氏名
届出者　(法人にあってはその名称、　　㊞
代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地)

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第14条の規定により工事施行者の変更を次のとおり届け出ます。

確認番号		年　月　日　　第　号	
造成事務の名称			
変更年月日		年　月　日	
工事施行者	新旧区分 住所・氏名	新	旧
	住所		
	氏名または名称		
	連絡場所	(電話　　)	(電話　　)
変更理由			
摘要			

第13号様式

工事着手時期の変更等届

年　　月　　日

山梨県知事　　殿

住所および氏名
届出者（法人にあってはその名称、　　㊞
代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地）

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第14条の規定により工事の着手時期の変更(工事の完了時期の変更・工事の中止・工事の再開・工事の廃止)について次のとおり届け出ます。

確認番号		年　月　日　第　号
造成事業の名称		
工事の(　　)時期		年　月　日　着手及び中止の場合、その期間を記入すること。～年　月　日
変更・中止・再開・廃止する理由		
工事施行者	住所	
	氏名または名称	
	連絡場所	(電話　　)
工事施行者	住所	
	氏名または名称	
	連絡場所	(電話　　)
摘要		

注　欄の(　)内には、届出事項を記入すること。

第14号様式

工事完了検査済証

第　　号

年　　月　　日

殿

山梨県知事　　㊞

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例第16条第3項（第11条第1項）の規定により次の工事が同条例に基づき確認をした設計に適合していることを認める。

確認番号　　年　　月　　日　　第　　号

造成区域の名称

事業主の住所及び氏名
（法人にあっては、その名称、
代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地）

第15号様式

（表）

第　　号

立　入　検　査　証

職

氏　名

生年月日

上記の者は、山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例（昭和48年山梨県条例第40号）第18条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。

年　月　日交付

山梨県知事　　㊞

←……6.0センチメートル……→

←……8.5センチメートル……→

（裏）

山梨県ゴルフ場等造成事業の適正化に関する条例（抜粋）

（立入検査）

第18条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして造成事業に係る土地に立ち入らせて、工事の状況を検査させることができる。

2　前項の規定により職員が立入検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを掲示しなければならない。